

平成26年3月11日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生涯学習課長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年3月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
4	3番 橋本重雄 (続き)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消費税増税対策について 2. 少子化対策について 3. 学校教育について 4. 職員の退職について
5	8番 大川隆城	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉バス「のらんかい」の相互乗り入れについて 2. ふるさと学館展示資料館の活用について 3. 切通交差点改良について 4. 坊所城島線歩道整備について 5. 教育施設大規模改修について 6. 職員採用について
6	1番 原田 希	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併・広域連携について 2. 学校給食について 3. 公共施設整備について 4. 環境衛生について 5. 青少年健全育成について
7	5番 松田俊和	<ol style="list-style-type: none"> 1. 勘太郎川上流東側ガードレール早期設置について 2. 消防団第1部格納庫移転について 3. 坊所駐在所の交番格上げについて
8	6番 岡 光廣	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町発展への基盤整備計画 2. 健康福祉のまちづくり
9	9番 林 眞敏	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民市の現状と期待 2. 生活排水の処理について 3. 鎮西山の利活用について

午前 9 時 29 分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第 1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。前日に 3 番橋本議員が一般質問の途中で終わっておりましたので、橋本議員のほうから再開をしたいと思います。

大きな 3 番目、学校教育についてということで、その中の 3 番目の電子黒板は小・中とも 26 年に導入できないかということで執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

おはようございます。それでは、橋本議員の電子黒板は小・中とも平成 26 年度に導入できないかという御質問に、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

佐賀県の先進的 ICT 利活用教育推進事業臨時交付金交付要領というものがございます。これには、交付の条件をつけていただいております、平成 27 年度までに所管する小・中学校における電子黒板の整備率 100% を達成してくださいというような内容でございます。そういうふうになっておりますので、本来なら議員おっしゃるとおりに、上峰の小・中学校と一緒に整備できればと、そのほうがいいとは思いましたが、当町の財政事情もかんがみ、26 年度に中学校、27 年度に小学校として、さらに資金の平準化を図るため、5 年間のリースという体制をとらせていただいたわけでございます。電子黒板を整備いたしますと、当然、その附随の機材が必要でございまして、デジタル教材等の購入が必要になってまいります。その経費もかさむ関係から、小学校には少し我慢をさせていただいて、2 カ年で整備をさせてもらうという計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○3 番（橋本重雄君）

答弁ありがとうございました。昨日の町長の答弁では、原課からの要求はなかったということで町長はおっしゃいましたので、やはり小学校も中学校も他校に比べて、電子黒板の設置がおくれているわけでございますので、やはり要求は原課で余りにも財政のことばかり考えなくて、原課のほうでは要求は要求としてちゃんとするべきではなかったかというふうに思います。

以上です。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに、今、原課の私どもも教育委員会といたしましては、十分に教育委員会を開きまして、検討いたしまして、できるならば一緒にしたいという話もいたしましたけれども、何分にも補助金は6,600千円というお金でございましたので、それがちょっと難しいということで、それぞれ1年、学校ごとに小学校、中学校という単位でしていこうという結論を得たので、そういうふうになりました。確かに、私どもが町当局に一気にやりたいということも可能ですけれども、現実にとことを考えて、この順番でだったらさせていただけるというふうに判断したところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

どうもありがとうございました。今のような教育長の答弁ならば、やはり勢いが無いというかな。やっつけてしまおうというような意気込みが足りないと感じましたが、いかがですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

勢いはしっかり持っているわけですが、何でもどんどんやっていくということもありますけれども、しっかりと状況を見て進めていくということも、私は私なりに勢いだと思っておるので御理解いただきたいと思います。

○3番（橋本重雄君）

今までの教育委員会の関係を見ても、意外と遠慮がちに予算要求をされている部分があったんじゃないかなという気もしますので、今後はやはり原課が要求しないことには査定はされませんので、思いついたことについてはどんどん要求は要求としてされるようにしていただきたいということを要望して、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな4点目、職員の退職について、職員の定年前の退職者が多いようだが、原因は何と思われるか、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の職員の退職についてのお尋ねでございます。私のほうから答弁申し上げます。

各年度の退職者の内訳から申し上げます。22年が退職者3名でございます、これは全て定年退職者ということで、23年が4名、そのうち3名が定年退職者、中途退職、死亡退職でございますが、1名でございます、合わせて4名。24年が5名でございます、定年退職1名、中途退職者、自己都合によるものが3名、中途退職者、死亡退職ですが1名と、あわせ

て5名でございます。25年は2名というふうになっております。1名、定年退職者、中途退職、勸奨退職が1名ということでございます。

お尋ねは、定年前の退職者ということで、定年退職者以外、24年が4名、恐らく死亡退職を除くところで多いのではなかろうかという御質疑でございますので、24年の3名がちょっと数として多く映っているのではなかろうかというところだと思います。

そのうち、まさに自己都合退職なので、プライベートな理由による退職ということで、この場でその理由を申し上げることはいたしませんけれども、この3名の中にも、入庁して1年でやめた職員もいるということですが、全国的にも1年から3年の自己都合退職ということ、早期離職者が急増しているということを知ることとして、メンタル的なものだったり、これは一般論ですけれども、適材適所でない職場への不適應等が一般論としては言われているということもあり、この当該職員がそうということではございませんけれども、我々もそうした適材適所を実現するための取り組みということが必要だということで、ことしも試験的にですけれども、希望異動届を制度として一度やってみているところでございます。こうしたところで、職場不適應また自己成長、自己実現が望めないと感じている職員さんの配置を希望どおり、できるだけできればというところで、この制度をつくったところでございます。この希望異動というのはメリットばかりではなく、逆に言いますと、希望異動を出さなかった職員さんが希望どおりに配置ができないということにもつながりますので、今、試験的に取り組んでいる現状でございます。

今後とも少ない職員数を、さらに職員数を拡大していくということが必要だと同時に、こうした適材適所を心がけた異動等も考えていかなければならないと、そのように感じているところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

どうも御答弁ありがとうございました。特に私が役場に入るときは、なかなか希望する人がいなかった時代でございました。最近につきましては、もう役場の職員の採用にも数多くの方が応募されるようになりまして、やっと職員になられて、希望を持って仕事をされておられると思っておりますけれども、そういう人たちが途中、半ばにして退職をせざるを得ないというような状態になるというのは、まことに心が痛む思いがするわけですが、特に去年の退職者が多かったようではありますが、またことしも定年退職前の方がやめるという話をちょっと聞きましたもので、どうしてそんなに定年までいることができないかなということで、私、ちょっと不思議に思いましたので、やはり職場の環境というものも大変左右されるものというふうに思います。だから、仕事というのは、やはり長があって、その部下があるわけですが、その長たる者がやはりどっしり構えて、仕事の責任は自分が持つから、職員の人たちについては思う存分働いてほしいということであることが大体理想であるんじ

やなかろうかというふうに思うわけです。そういう面について、町長がどんなふうな職員教育をされているか知りませんが、そういうところの原因もあるんじゃないかなというふうに私は感じましたので、そういう面について、町長は職員に対して、どういうふうな態度をとって、日ごろ気持ちを持って接せられているかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

先ほど申し上げましたプライベートな理由ということで、それを申し上げるつもりはございませんけれども、やはり職場のメンタルストレス、適材適所でない職場への不適應等は極力避けるよう、また私自身も幹部職員とともに、職場における不適應を早期に判断するように、具体的にそういう心を病んだ状態を持っている職員さんを早期に判断できるような視点を常に思っていて、接することが必要だというふうに思っております。

今後につきましても、先ほど申しました異動希望届を受け付けることと同時に、そういった視点を持って、職員さんと接していくということが一つ、一般論として、早期退職者の原因がそうしたところにあるということでございますので、私自身もそういう対応を心がけていきたいというふうに思っております。

○3番（橋本重雄君）

町長にお願いですけれども、仕事をしていくからには、何と言っても責任というものが伴いますので、とにかく最終的な責任は自分にあるということ、やはり町長が明確に職員に示されて、要するに何かあったときにつきましては、僕に連絡をしてくださいということで、町長がそういう気構えを持って、役場職員とコミュニケーションをとりながら、今後は進んでいってほしいなというふうに考えております。

以上で私の質問はこれで全部終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

最後に答弁要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

橋本議員の質問は全て終わりました。

次に進みます。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。今、議長の許可をいただきましたので、これから質問させていただきます。

その前に、私が風邪を引いておまして、なかなか聞きづらい声かと思いますが、その点は御容赦をいただきますようお願いいたします。

それでは、まず最初に、福祉バス「のらんかい」の相互乗り入れについてということで質問をさせていただきます。

この件につきましては、所信表明の中でも、地域市町間で相互乗り入れをして利便性の向

上を図るということが示されておりましたし、以前からも隣のみやき町もコミュニティーバスが走るようになりましたし、その関係で、お互いに乗り入れたら、より便利になるんじゃないだろうかという話も聞いておりましたので、その辺でいろんな計画、お考えがあるかと思しますので、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、ふるさと学館の展示資料館の活用についてということで質問をさせていただきます。

現状は、皆さん御案内のとおりでございますが、今現在の利用等については、どういうふうかということをお聞きをし、またそれをお聞きした上で、今後の活用については、どういうふうなお考えをお持ちかをお尋ねをしてみたいと思います。

次、第3番目に、切通交差点改良についてお尋ねをしてみたいです。

これまで執行部、議会ともどもに国交省のほうに陳情をしてきた経緯が何回となくございますけれども、そのたびごとに言われますことが、地元の皆様方の同意をとってくださいと。同意がとればすぐにでもできますよというふうな回答をたびごとに聞いてきた経緯がございますが、それを受けまして、当然、執行部としても担当課長初め地元の皆様方に対しての協力要請を含めて説明会等を開催し、努力をされているかと思っておりますけれども、現在での進捗状況はどういうふうかということをお尋ねをしてみたいと思います。

第4番目に、坊所城島線歩道整備についてということでお尋ねをしてみたいです。

この件につきましても、これまた長年の懸案事項でもございまして、皆様御案内のとおり、現在の形としましては、西東交互に部分的に歩道整備がされているわけでありまして、これをとにかく両側通しての歩道整備をお願いしたいという要望を続けてまいっておりますけれども、何せ予算の関係とかもろもろのことで、なかなか簡単にはできないような話がこれまでであったわけでございますが、今回、所信表明の中にもお示しをされておりますものですから、新たにこの件についても取り組んでやられるものだと思います、そしてそのことについては、どういうふうにお考えになっているかをお尋ねをしてみたいと思います。

第5番目に、教育施設の大規模改修についてということでお尋ねをしてみたいと思えます。

これにつきましては、昨日もいろいろ議論があったわけでございますけれども、ここ二、三年、大規模改修をやるという話は、再々お聞きをしてきておったわけでございますけれども、その反面、じゃ具体的に中身についてはどうかということについては、まだまだお示しがされておられません。やはり私たちとしても、校舎が築35年ですか、もう大分長くなっているということは認識しております、そろそろ部分的にでも改修とか必要な部分があるんだろうなという感じはしておりましたが、大規模改修ということをお示しになりましたけれども、中身についてがまだまだお示しといたしますか、聞かされておられませんので、そのあたりをお聞かせいただけたらと思っているところでございます。

最後に、職員採用についてということでお尋ねをしてみたいです。

先ほど前者の質問の中でも関連的なことがございましたが、やはり今現在の職員の数としては68名ですか、本当に少ない人数の中で一生懸命に頑張ってくださいしております。今後につきましては、やはり権限移譲とか、またいろんな新規事業の取り組みとか、もろもろの関係で、事業量がふえると同時に事務量もふえてくる。そういう関係で、なかなか大変だろうという感じがいたします。そういう中で退職者もこれから先、定年退職の方が毎年二、三名は予想されますし、また先ほどありましたように、定年前の退職というのものもあるかなという感じもいたしております。そういう中で、やはり今後、職員採用については、計画的に、そして少しずつでもふやしていっておかないと、職員ピラミッドといいますか、各年度ごとの職員の関係が先々、ある時期になったらどんとやめてしまって、足りなくなったりとかいうことも、過去にもそういう似たようなことがあってきておりますものですから、計画的な採用をしていかななくてはならぬだろうという感じがしておりますが、その辺について、どうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

以上6点質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

まず、大きな1点目、福祉バス「のらんかい」の相互乗り入れについてということで、地域市町間で相互乗り入れ、利便性の向上に向けた取り組みを問うと質問がっておりますが、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私のほうからただいまの大川議員の福祉バス「のらんかい」の相互乗り入れについてという質問に答弁させていただきます。

平成24年度に鳥栖・三養基ビジョンで、鳥栖・三養基地域連携事業ということで、その中で、それぞれ部会が設けられております。その中の部会で、地域バス事業の相互乗り入れ事業ということで、鳥栖、みやき、基山、上峰の1市3町で部会を持っております。その地域連携事業の中では、この相互乗り入れ事業というのは長期に位置づけられておまして、平成24年から平成26年度にかけまして検討するというで位置づけられております。平成24年度から現在まで5回開催しております。また、平成25年の7月には、熊本県の長洲町での先進地研修を視察しております。

この部会での協議の中で、相互乗り入れをすることによりまして、期待される効果としましては、病院やショッピングセンター等の選択肢、行動範囲の拡大、相互の交流人口の増加などが上げられておりますが、ただ問題点としまして、各市町での料金体系あるいは運行体系の違い、相互乗り入れすることによりましての運行コストの拡大、既存の路線バスとの調整などが上げられております。現在まだ決定した事項等はありませんけれども、今後も部会で協議を検討しまして、平成26年度中には部会として一定の方向性を出していく計画であります。

以上で答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、答弁をいただきましたが、地域ビジョン検討会で検討されていると。平成26年度中には最終的な結論を出すという方向で、今、協議を重ねられているということでございますけれども、先ほど問題点として上がりましたように、料金の問題とかもろもろございますけれども、それらについては、やはり地域的な地形的なといいますか、の関係での路線の数、あるいはそれからさっき言われた病院とか店舗関係の場所の問題とかあるかと思いますが、その辺の検討のされている中身をもう少し具体的にお聞かせいただければと思いますが、お願いできますか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの中身の検討の内容なんですけれども、例えば、鳥栖、基山との相互乗り入れにつきましても、それぞれショッピングセンターがあります。その中での乗り入れの検討、あるいは既存のコミュニティーバスの違いなどがあります。また、本町とみやき町が接しておりますけれども、本町、みやき町での乗り入れ、あるいはアクセスといいますか、そのバス停に行くアクセス等の検討事項も上がっております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、今、出ましたように、例えば、鳥栖と基山、鳥栖とみやき、上峰とみやきというふうに隣接した範囲では意外とその辺が組みやすいといいますか、できましようけど、例えば、じゃ上峰から基山まで、上峰から鳥栖までという、さっき言われた1市3町の範囲では、どこにでもお互いに乗り入れてやるというふうな形になるものかですね。その辺がいかがですかね。

○健康福祉課長（岡 義行君）

現在のところ、先ほどのアクセスと申しますと、例えば、本町からみやき町のバス停に行く、それからみやき町と隣接している鳥栖のバス停に行く、鳥栖のほうから基山のバス停に行くというような、例えば、全体を網羅した一つのこの地域の運行計画といいますか、というような話も出ましたけれども、それになりますと、複雑なバス路線図になってくると思います。ただ、今、検討している段階ですので、まだそういうふうな一つのバス路線図をつくるんじゃないかと、例えば、本町のバス路線図で、どこどこ方面に行くというような記載の方法もあるかと思いますが。そういうふうな話も出ておりますけれども、まだはっきりとした内容的には出ておりません。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、先ほど、昨年、平成25年の7月に先進地視察ということで、場所をちょっと

忘れましたが、行かれたと。そこは今、ビジョン検討会で検討しているように、1市3町でお互い乗り入れでやるということの模範といたしますか、そういうふうな形でされているところを選んで行かれたと思います。そこはどのような状況であったのかをできればお聞かせ願いたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先進地視察ということで、1市3町で計画をしましたが、本町がその計画のときに、私も含めまして担当職員がどうしても急なことで行けませんで、その後、その部会のほうから報告書ももらっております。その熊本県の長洲町というところは、荒尾市のほうに隣接をいたしまして、その長洲町から荒尾市の病院なりに行けるように、そこではきんぎょタクシーということでの名称でありますけれども、そういうふうな運行をされているということで、本部会としまして先進地視察ということで行っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

せっかくの視察の日に、上峰町から参加していなかったというのは残念ですね。やはりそれはいつ何のことも言いますように、百聞は一見にしかずと言いますように、いろいろ後で文章等で報告を受けて聞く分については、ある程度わかるにしても、やはり実際、その場に行って、どのようなふうになっているかを、その目で確かめてすることが一番重要かと思えます。今後については、やはりこういうふうな広域で取り組むというふうなことであるとするならば、何はさておいても、それを最優先にという形でやってもらいたいと思います。そうしないと、後から今言う受けとめ方が、相手さんはこういうふうな思いで言い伝えた、受けている側はこういうふうな思いで受けとめたというのがずれがあっちゃですね、またいろいろ支障が出ないとも限りません。ですから、今後については、ぜひそういうことについては、きちんと参加をしてもらいたいと思います。

それと同時に、やはり同じ地域で、例えば、さっき言われた病院、ショッピングセンター等、そこに行く人は町を問わずに、例えば、上峰から言えば町外から上峰の病院に来られる方もいらっしゃる、また買い物に上峰町内のお店に来られる方もおられる。反対にこっちから行くというふうなことで、その間でお互いにそういうふうな交通手段を利用できるということは、大変便利になることは間違いありません。あとと言いましたように、平成26年、1年間、検討を重ねられて、最終的にどのようなふうなことになるかということを決められると思いますが、十分その辺審議を尽くされて、協議をされて、みんながこれでいいなという形で決着といたしますか、実施ができるような形に結びつけていってもらいたいと思ひまして、この質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

次、進みます。大きな2点目、ふるさと学館展示資料館の活用についてということで、現状の利用度はどうか、今後の利用活用をどう考えているかということで、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

皆さんおはようございます。それでは、大川議員の2項目めの、ふるさと学館展示資料館の活用についてという御質問でございます。

このことにつきましては、平成25年6月定例会の折に、寺崎議員さんよりも同様の御質問をいただいております。一部答弁の内容が重複するかとは思いますが、改めてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、第1項目めの現状の利用度はどうかという御質問ですが、ふるさと学館の2階の郷土資料館は、開館当初より数年間は、10時から18時まで常時展示室を開放し、お客さんが見えたら随時見学していただくという形をとっておりました。しかし、現在は電気代等の節約を目的に、見学者がお見えになった際に、図書館のカウンターに見学したいというお申し出をいただき、図書館職員がその都度対応をして見学をしていただいているという状況でございます。

資料館の利用者につきましては、2階の展示室の入り口に設置しております見学者名簿に利用者御自身でお名前等をお書きいただきまして、これをもとに利用者数のカウントを行っております。郷土資料館の開館以来の利用者総数は、平成26年2月末までの時点で1万738名、平成24年度末までの年間平均は523.7名となっております。開館当初の5カ年間、平成5年から平成9年ぐらいまでは、大体千数百名程度で推移をしておりました。ところが、平成10年度に572名に減りまして、それ以降、平成11年度以降につきましては100人台から300人台で推移しているというのが現状でございます。平成20年度から平成24年度の直近5カ年の年平均では、250.0名となっております。ちなみに年間の開館日数は285日程度でございます。また、これを月別で見ますと、6月、7月、8月が累計では一番多い数字となっております。6月は学校の関係の社会科見学等の利用をいただいている、そういったところが影響しているかなと思っております。それと、7月、8月につきましては、やはり夏休みということで、こちらにお帰りになった方、それから御家族で見学をいただいている方が多いのかなという感想を持っているところでございます。利用の現状につきましては、以上でございます。

続きまして、2項目めの今後の利活用ということですが、今後の利活用につきましては、このふるさと学館の展示場としまして、1人でも多くの町内外の方に展示を見ていただきまして、それを通して郷土の歴史、文化に触れていただきたいと思います。そして興味を持っていただくことで、上峰町の文化について理解を深めていただき、愛着を持っていただくことを目標に事業を行っていく必要があるかと考えております。

本町と同規模程度の歴史系の博物館、資料館における常設的な展示は一度見たらかわりばえがしないという課題を抱えておりますが、平成15年度に行いました事業で、平成16年2月に、佐賀県立美術館の所蔵品の絵画を中心とした巡回展を実施しております。その月の、平成16年2月の利用者数は一月間だけで497名という数字になっております。これは平成5年7月の開館月の利用者に次ぐ記録となっております。こういった企画展、特別展等を計画的に、定期的開催していけば、利用者の増加は見込めるということと言えます。ですので、そういった見学される方のニーズを図りながら、そういった企画展、特別展を定期的に開いていければということで考えているところでございます。幸い、来年度からは文化財担当が2名体制とさせていただけるということですので、こういったことにも積極的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁いただきましたが、本当にさっきもちよっと言われたんですが、一回見たら、もう変わりばえがしないとかいうことも確かに見学された方の認識にはあるかと思えます。ただしかし、せっかく今言う町の文化伝統を継承するという意味合いも含めての資料館でもございますから、やはりそれをうまいぐあいに利用せんことにはもったいない。

そこでお尋ねしますが、私が覚えているのが、浮立の人形といいますか、あれが設置されておって、土器類が展示されておって、そして太古木の輪切りしたやつも展示されておって、今度は地層関係のやつも展示されていますよね。そういうことで展示されている中で、期間を区切ってといいますか、展示物の入れかえとか、そういうやつはされているか、それとも今後されるようになっているものか、その辺いかがですかね。

○文化課長（原田大介君）

大川議員の現在の展示の期間を区切つての展示がえということでございますが、現在のところ、まことに申しわけございませんが、私1名で文化財関係の仕事に当たらせてもらっている関係上、今そこまで手が回らないといったのが現状でございます。ですから、先ほども申しましたとおり、過去にはその年にあった圃場整備の関係の調査の写真展等も2名複数体制の折にはさせていただいておりましたので、今後、来年度以降です、そういったことも新しい職員と協議しながら進めていきたいと考えております。

それから、もう1つ、小・中学校の社会科の授業とも、ぜひもっと連携を密にしまして、子供たちに実際のものを見ていただく、触っていただくということもあわせて考えていきたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

なかなか課長が1人で大変だと言われれば、やむを得ないかなと言わざるを得るところも

ありますけれども、とにかくあそこで以前は九丁分地区で、はぜからとって和ろうといひますか、つくられていたことがありましたから、それをあそこで再現というか、どういふふうなことでそういうろうができて、最終的に和ろうそくをつくったというふうなことも上峰の歴史の一端として展示された経緯があつたかと思ひます。そういうことも含めて、やはりこういうこともあつたよというふうなことも含めて、できれば展示物の入れかえもやりながらしてもらいたい。それに加えて、私が一番思ふのは、例の9万年前の太古木のことももっと皆さんにPRをして知ってもらいたい。

というの、何でかと言うたら、例の八藤遺跡の現地の整備も今後は進めていく計画をされていふようですから、やはり太古木の関係のことももっと多くの皆さんに知らしめてもらいたいといふことがあります。私が記憶にあるのが、二日市に九州国立博物館ですかね、あそこにもこの太古木の輪切りしたやつあつたかな、展示されて、皆さんに見てもらつたりというふうなこともされていふことがあつたことを覚えておひます。そういうふうで、その資料館もですけども、ほかのところでも、さっきの巡回展というふうな形で出して、知ってもらふといふことも当然今後は取り組んでももらいたいと思ひますし、まずは地元の展示館が多くの皆さんに見てもらひ、加えて今言う9万年前の太古木のことももっとも貴重な資料だといふことを知ってもらふために努力をしてもらいたいと思ひます。

それと、これは以前にも言うたことありますけれども、あそこに健常者が上る階段の横に、障害をお持ちの方が2階に上がつて見学してもらふための昇降機を設置してありますが、いまだにあれにはカバーがかぶつていふますよね。あれはぜひとつとてもらいたい。そうせんと、いかにもあれは使えませんとといふのをみずから示したような格好に受けとめられますからね。いつ障害をお持ちの方がおいでになるかわからない。そのときにせつかく上に上ろうか、見学しようかと思つても、ああいうふうなスタイルが目に入つたら、意欲は薄れてしまふと思ふんですよ。ですから、あれはぜひカバーを外して、いつでもどうぞといふ体制を示してもらいたいと思ひます。

それと、さっきイベント的にいろいろなことで、巡回展とかいふこともいふことを考えておられるから、それは大いに結構だと思ひますから、今後、先ほど言われますように、2名体制になつた折には、ぜひその辺にも力を入れて、あそこが大いに皆さんにおいでいただき、見学をしてもらつて、皆さんが上峰の歴史といふことについて、文化といふことについては、こういうふうで来ているんだなといふことをわかつていただけるように、今後ともぜひ御努力いただきたいといふことをお願いいたしまして、この項は終わりたいと思ひます。

○議長（中山五雄君）

大川議員さん、せつかくそれだけ立派な質問をしてもらつたから、答弁一言してもらひませうかね。

執行部、答弁をお願いします。

○文化課長（原田大介君）

いろいろありがとうございます。今、議員さんから御指摘受けたことにつきましては、前向きに取り組んで、ぜひ実現させたいと思っております。

それから、昇降機のカバーにつきましては、きょう、議会が終わり次第、帰って取り外して、いつでも使えるという状態を示しておきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次、進んでいいですかね。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

大きな3点目、切通交差点改良についてということで、地元地権者への説明等、進捗状況はどうかということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。大川議員さんの切通交差点改良についての地元地権者への説明等の進捗状況につきまして、答弁申し上げます。

この切通交差点改良につきましては、平成20年度より、区長、役員さん及び地権者さんを対象にいたしまして、説明会や地域と佐賀国道事務所との意見交換会等を延べ5回ほど行っております。地元の動きといたしましては、平成20年11月の説明会において、出席者の15名中9名からの測量同意をもらっておりますが、なかなか地権者への方々への事業の同意をとるということについては、非常に今現在、難しいものがあっております。

また、平成24年3月の町と地区との意見交換会におきまして、地元区長を代表とする協議会を設立する方向づけがなされております。

今年度におきましても、町と佐賀国道事務所との意見交換会等を2回ほど行っております。この事業採択につきましては、地元地権者の事業同意が不可欠でありまして、今後は今までの説明会や意見交換会の内容を佐賀国道事務所と協議をいたしまして、先ほど言いました、今年度においての国道事務所との意見交換会の中で改良案が示されたところでございます。今後は、その改良案につきまして、地元及び地権者さんの意見を聞きながら、この事業への御理解をいただけるよう進めていきたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

この件については、本当に随分長い間、要望をし続けてきておりますけれども、先ほど言いましたように、中央でも地元の同意がとれたらいつでも結構ですよという返事が繰り返されるだけといいますか、そういう返事しかもらえないままで今まで来ておるわけですが、なかなかあそこは橋がかかっている、導水管が通っている、いろいろ条件的にはなかなか難しいことが重なっていることは十分承知しておるわけでございますが、やはり交通関係でいきますと、ラジオなんかでの交通情報では、「渋滞地区、切通交差点」というのが毎朝出るんですよね。やはり近隣のところでも一遍には進んでいませんが、ずっと交差点改良がされて

きて、お隣のみやき町の三養基高校前の交差点も改良される。今度は西のほうの三田川の苔野の交差点もできたというふうに、周辺はずっと改良が進んでいるわけですね。そういう中で、やはり地元の方が先ほど平成20年の11月の説明会、11名参加ということでしたが、これは関係地権者全員が11名ということですかね。とにかく地権者の方の同意をとらんことにはできないことは、もう当たり前のことでありますので、今言われた土木事務所、国道事務所、そういうところとの協議は再々重ねておられるかと思いますが、やはりもう少し工夫をしてといいますか、地権者の方々に測量同意でも早くもらえるような何かアイデアがないものかなという感じがいつもするわけですが、その辺、今言う関係する土木、国道事務所との内部協議の中ででも何か出てはせんだろうかという感じがしますが、いかがでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

まず、今回、先ほど私答弁いたしました中で、国道事務所のほうから、一部このようなことでということで、一応案的な図面はもらっております。今後は何も示さず地権者の皆様方に測量の同意、事業の同意というのは非常に難しいものがございますので、国道事務所にお願ひして、たたき台的な案をとということで、今回もらっておりますけれども、なかなか切通の交差点につきましては、見た目には直線のようにすけれども、交差点のところで屈折しております。そういう中で、全長約300メートルぐらいの改良区間が必要ということになります。そうなりますと、前回、一番初め、地権者等にお願ひして出席したときに調べましたら、南と北側にそれぞれ20名ぐらいの地権者がおられます。そうなりますと、この事業の同意を皆様方からとるとということについては、非常になかなか難しいものがありまして、この交差点につきましては、先ほど議員さん言われました三養基高校の前とか、三田川の苔野ですか、そういうところに比べますと、先ほどの改良区間が非常に長うございますので、今後はこのたたき台を皆様にお見せして、皆様方の地区、また地権者の方の意見を聞いて、このたたき台を修正するところは修正していくというようなところを町と地元と国道事務所等を一体としたところでの動き方を今後はしていきたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

なかなかいろいろ難しい問題があるかと思っておりますので、大変かとは思いますが、今後ともまた努力を重ねていただきたいと思います。そういうことで、この件については、関係する機関は当然でありますけれども、今言う県東部の県議団の皆さんにも協力要請をした経緯もありますし、そういうことも踏まえまして、最後に町長にこの件について一言お考えをお聞かせいただいで終わりたいと思っております。お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

今、担当課長申しましたように、なかなかこの地元の合意ができない状況にある中、時間

が過ぎていっております。また、交差点改良事業と同時に期成会ではバイパス案の提案もしているところがございますので、改良案が影が薄くなっていくような心配もございます。切通の交差点改良は、議員おっしゃるように、道路交通情報センターでもいつも注目される場所でもございますので、力を入れていきたいと申し上げましてまいりましたが、国道事務所からひとつ案をいただいておりますので、地元との協議を行っていく方向で考えていきたいと。平成24年に推進協議会もつくっていただいて、働きかけていただいておりますので、関係の皆様方としっかり場をつくっていくことを行っていきたいと考えているところでございます。

○8番（大川隆城君）

よろしく願いいたします。次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。大きな4番、坊所城島線歩道整備についてということで、長年の懸案事項であるが、どう取り組む考えかということで執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、県道坊所城島線歩道整備の取り組みにつきまして答弁申し上げます。

この県道につきましては、議員、先ほど質疑の中で申されましたとおり、東西の歩道につきましては、歩道整備がされている区間、歩道があっても幅員が狭い区間、そして歩道設置がなされていない区間というようなことで状況的にございます。これにつきましては、特に西側歩道につきまして、町民センターから加茂交差点までの区間が途切れております。また、中央公園よりみやき町までの歩道設置がなされていない状況でございます。町といたしましては、まずはこの歩道がない区間について、県のほうには要望を行っているところでございます。しかしながら、これも先ほどの切通交差点同様、県といたしましても、地権者の事業同意が不可欠というようなお話もございます。ただ、町としても、この県道の西側には役場庁舎、町民センター、中央公園等の公共施設が張りついておりますので、先ほど申しあげました西側の歩道がない区間について、歩道設置の必要性は強く感じておるところでございます。

そこで、今後の取り組みですけれども、先ほど申しあげましたとおり、この事業についても、地権者の同意等が不可欠でございます。鳥栖土木事務所と協議をした中で、その同意をもらうための資料づくりという、要するに図面づくり等をなかなかなければ地権者の方にも同意ができないということで、平成26年度において、事務所より本課のほうへの、そのような図面の作成等に必要な調査費の要求を本課のほうに行っていくというような回答をもらったところでございます。町といたしましても、まずはこの調査費の予算を獲得していただき、たたき台的な図面等を作成し、地権者の方々へのこの事業への御理解を取りつけるよう、町と県一体になって行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、図面作成調査費の回答をいただいたということでありますけれども、あそこの西側東側、両側に歩道がぜひ必要だということは、ずっと言い続けてきたわけですよ。そしてさっき課長言われた役場の周辺、それから加茂の交差点を少し改修したときに、少し歩道もしたという本当に部分的にちょこちょこつとはありますけれども、必要だということは、もう言うまでもなくわかり切ったこと。それが今、地権者の同意を求めるために、今、その図面をつくって調査費をとると、何か余りにもゆっくりというか、危機感というか、子供たちの通学する部分もありますから、その関係もあって、早く早くという話があつてきた。これもまた、さっきちょっと前質問で触れましたように、東部の県議団にも協力をお願いした経緯もあります。そういうことで、これは本当に何で今ごろかいというような感じが正直します。しかし、それを今さら言っても始まりませんから、今後、早く進むように進めてもらいたいがために、やはりこれまた今度は県道でございますから、県道整備の関係で、県の知事さん、あるいは県議会あたりに町として陳情でもして、早く整備をしていただくようお願いをするべきではないかと思いますが、その辺については町長いかがにお考えでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

県道の両側に歩道設置をこれまで議員の皆様方、政党を通じて行っていただいていたわけでございます。全体として県も予算が厳しい中、なかなかこの動きが見られなかったわけでありますけれども、今回こうして地元の同意が必要ではあります前に、調査費をつけていただくことで、本課に要求をされるということでございますので、動きが少し出てきたということは、前向きに考えて、強く県議会の皆様方にも御協力願いながら、町としましても、議員の皆様方とともに要望を重ねていく必要があるというふうに感じているところでございます。

○8番（大川隆城君）

今、町長からは、その必要性を感じるという答弁でありましたが、ここで通告にはしておりませんでしたけれども、幸い、副町長が県のほうからおいでいただいておりますので、そのつながりは十分お持ちであります。ですから、正式に陳情に行くときも、当然、同行していただくかもしれませんが、その事前の話として、副町長のほうで県のほうにつなぎとか働きかけとか、そういうことができるんじゃないかと思いますが、その辺、副町長いかがでしょうか。

○副町長（八谷伸治君）

大川議員の御質問にお答えいたします。

鳥栖土木事務所から本課のほうに調査を要望されているという状況でございます。本課、県庁のほうでは道路課というところになると思います。幸いにしまして、道路課には、私が

県職員時代に一緒に仕事をした仲間もおられますし、そういったところでは、そういったつながりを持ちまして、なるべく早く円滑にできる、そういったことも前さばきとして、私のほうからも努力していきたいと思います。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま副町長から努力をするというお言葉をいただいて力強く思っております。そういう中で、やはりこれは本当に今言う調査費の回答がいただけたとかいうことも含めて、もうこの際、一気に進めむようにすることが必要だと思いますから、先ほど町長が陳情の必要性も感じるということは明言してもらいましたので、これはぜひ早急に陳情をするようなことで進めていくべきだと思いますから、できれば新年度早々にでもそういう動きをした方がいいと思いますが、再度その辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

今申されます長年の懸案事項でございますので、一気にいくことが大切でありますけれども、それは一つ一つ個々の積み重ねでもございますので、まずは要望を新年度に早急に行っていくことをお約束を申し上げます。

○8番（大川隆城君）

今、町長が努力をするということでの約束をするということでの答弁をいただきました。なかなかこれまた難しい問題あると思います。しかし、これは本当に必要なことでもあります。ですから、先ほど言いましたように、町長初め、副町長、そして担当課、そして議会も一緒になって努力をしていくべきものと思いますから、ぜひ皆さん方の力を合わせての取り組みをお願い申し上げます、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次に進みます。大きな5番目、教育施設大規模改修について。これまで大規模改修をやるということは聞いているが、具体的な計画はどういうふうなものか。執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。大川議員のほうから教育施設大規模改修についてという御質問でございます。

大川議員の要旨をお聞きしたところ、中学校の改修工事だということでお答えをさせていただきます。また、大規模改修を実施するという前提でお答えをいたしますので、よろしく願いいたします。

この大規模改修は従来から言っておりましたが、現在のところ、実施設計等もやっておりませんので、具体的な計画は現在はございません。ただ、防衛省の補助のほう率がよろし

ゅうございますので、防衛省の補助の絡むところで防音にかかわること、天井部分、内壁、サッシ等が防音にかかわりますので、それについては工事を実施するということは言えると思います。また、サッシを取り扱いますので、取り外し、取りかえをいたしますので、外壁部分もその関係で工事をいたしますので、外壁等の塗装もやるということで、現在はお答えできると思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

この関係について、振り返って確認してみますと、最初に、大規模改修の話を聞いたのが、平成23年の第1回定例会のときが最初だったかと思います。それ以後、同じ平成23年の第4回の定例会、平成24年の第2回定例会、それから平成25年第1回定例会の折、ずっと大規模改修をやり、大規模改修をやりというようなことでできておったわけですよ。その中で、じゃ補助事業にのせるというのが前提条件だという中で、学校整備補助事業かな、ごめんなさい、正式名称忘れたけども、それと防衛省補助等があるけれども、どちらにするかはまだ決めていないと。ただ、今、小野課長がそのときも言われたと思いますが、希望としては防衛省補助のほうがベターだと思うという話をされたことを記憶しているところです。そういう中で、今、中学校に限定してということで防衛省関係の補助をもらってとすれば、防音の壁、サッシというふうなことが示しをされましたが、これまではそういう具体的な話はそんなにされていなかったわけですよ。大規模改修をやるやるやるというのがずっと出ただけで。

そういう中で、中学校の廊下の改修をやる、それも大規模改修でやると言われ続けていました。そしてそういう話の後に、今度は、ちょっと何回目の定例会か忘れたけれども、この本会議の中で、教育委員会からじゃなくして、別の課から、それは該当しませんという言葉が出たんですよ。それで初めて、それはどういうことかいという話になった。そういうことで、中身的に具体的な話は何もないままずっときておって、こっちはそこも入れるという話で聞いておったら、それは該当しないとかいうようなことが出たりしてですね、何かというて、ちょっと戸惑うようなところもあった。しかし、そういうことがあったにもかかわらず、廊下の関係についても教育委員会からきちんとした形で該当しませんという言葉出なかったんですよ。そういうことがずっと重なってきておったわけですよ。だから具体的に中身はどこをすとかいと議員さんみんなが思っていたわけですよ。だから、こういうふうで、何か私たち議会に対しての示しが遅いような感じがしてなりません。それで、例えば、今の廊下の件にしたって、今もう改修してほしいと要求が上がっているならば、応急的にもしてはどうかいという意見も出ました。しかし、それは大規模改修で平成27年、28年、29年でやりますから、それまで我慢してください。その一辺倒でしたよね。そういうことで、何か弾力性がないままに、決まりどおりみたいな形でのごことがずっとあってきたからは、何か変な

感じというか、不信感といいますかね、それは極端かもしれませんが、そういうふうな感じもあったことも事実です。

ですから、とにかくきのうも少しこの関係の話も出ましたが、みんなこの上峰から立派な子供たちが育つようにやりたいという気持ちをみんながお持ちです。じゃ、その関係したところについては、少しでも悪いところがあれば、早くよくなしてということでの気持ちがあるからこそ、それぞれがこれはどういうふうかい、どういうふうかいというふうに質問として聞かれるわけですよ。

だから、やはり執行部サイドは、例えば、きのうも出ましたよね、中長期財政計画のどのということ、いろいろありましようが、私たちのほうには長期計画の中身が具体的にはわかりません。ですから、その都度その都度、計画としては、こうこうこういうふうにしてあるから、ここはこうですよ、こうですよというふうな、もっと細かな示しをしてほしいわけですよ。そうせんと、せつかく気持ちは一緒だったとしても、受けとめが違えば、また考え方が変わってくる。そうすると、そこで変なあつれきということが出てきて、せつかくよくしようと思うとっても、できなかつたというふうになったら、いいことじゃないですからね。そういうことから、やはりお互いに共通認識、共通理解ということがしていなくちゃならないものですから、早目にお示しをいただきたいということ。それからこれが該当する、しないというやつもきちんきちんとその都度示してもらえば、全然違和感を感じないわけですけども、そういうのがずっとあってきていますからね。やはりそれはきちんとしてもらいたいと思うわけですよ。

そういうところで、教育委員会の関係については、何と言っても実務面は教育長さんがトップでありますから、そのトップである教育長さんが、どういうふうに使われて、どういうふうにお考えになるか、お聞かせ願いたいと思います。

○教育課長（小野清人君）

教育長という御質問でございますが、その前に、廊下の改修等のことを大川議員、言われましたので、その辺のところでお答えをしたいと思います。

私、教育課のほうに参りまして3年過ぎますが、以前より廊下の改修についても私の前任者のときからずっと言われておりました。それを大規模改修だと申しておったのは間違いなと思います。その中で、補助に該当しないと申しますのは、先ほども申しましたとおりに、防衛省の補助では防音に絡むこと、内壁、サッシ、天井部分でございます。ですので、その廊下の改修、床については該当しないと。例えば、あれは三十有年前前の建築でございますので、階段もスロープがついておりません。階段部分をスロープにするという改修もその大規模改修の折にしたいという意向はあると思いますが、それも防衛省の補助には該当しませんので、町単独の事業となります。そういうことで該当をしないと言ったものだと思います。現在、中学校ともすり合わせをしなければなりません、どういったところを改修したいと

いうことを調査しながら、落ちがないようなことで私ども改修の計画をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、小野課長から、廊下の改修が該当しないということは、防衛省補助の関係では該当しないということだという説明がありましたが、じゃ、さっき言いましたように、財政のほうから該当しないという話があった後に、そういうふうなことが説明あったかと、あつてないんですよ。だから、具体的に防衛省の関係だからというふうなことが説明があったならば、そうでもなかったかもしれんけど、と同時にさっき言ったように、まだ防衛省の補助ですか、教育関係の補助ですか、まだ決めていないということも前段に出ていますからね。私たちはどっちですかも決まっていない。その中で防衛省関係では該当しませんよということもきちんと教えてもらわんことには、じゃ、何で教育委員会からは言わんやったとかいというふうな感じでしかちょっと受けとめ切れない部分があったから、さっきも言うたわけですよ。だから、きちんとそういうことも重ねて説明をしてもらえれば、理解はできておったかと思えますけど、いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの大川議員のお尋ね、これにお答えさせていただきます。

私も教育委員会の教育長の任につきまして、もう1年と4カ月ほど経過いたします。その間、いろいろな関係の施策に携わってまいりましたけれども、この大規模改修につきまして、いろいろと教育委員会の中で話し合いをさせていただきました。そうする中で、今この大規模改修について、どうあるべきかということのを再三検討させていただきました。9月の定例教育委員会において、少し見直してもいいじゃないかということで、教育委員会としては先延ばしをさせていただいていた、そして中期財政に見直し案としてのさせていただいた。それを今、議員が申されますように、町にはそういうふうにしたけれども、議会のほうには、そういう連絡、御相談も話も伝わっていなかったというところで、非常に私自身、まことに申しわけなかったなということで思っております。教育委員会としては、先に延ばしておったものですから、私はもうそういう線で進んでいってしまっていた。それで、昨日いろいろと吉富議員からの話のところ、今後は町当局あるいは議会とも十分相談、協議しながら話をして、上峰町の子供たちのために、いろんな施策を施していくけれども、その子供たちのためにということで進んでいく、検討させていただくということでお話させていただいております。今後、十分反省しながら、皆さん方と協議もさせていただきながら取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

確認のためにお尋ねをしたいと思いますが、この教育行政関係については、教育委員会、

教育長も含めまして5名の教育委員さんいらっしゃいます。そうすると、当然こういうふうな大きな事業関係についても、教育委員会でも審議といたしますか、協議をされているかと思いますが、このことについては、先ほど言いましたように、最初に私たちが知り得たのが、平成23年の第1回議会のときからそういう話が出ていましたから、知り得たわけですが、その間に何回ぐらい教育委員さん方との、この関係についての協議はなされたものかですね。参考までにお聞きしたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

具体的に何回ということは実際に会議を開いたところ、ちょっとひもといて後もってお伝えいたしたいと思っておりますけれども、こういう中期財政は毎年出して見直したりしておりますものですから、本当に今、要るかというふうな形。それから将来の上峰町の教育のあり方などを考えるときにどうするか、建物どうするかという話もしましたので、この平成25年につきましては、建物については3回ぐらいやったかと思っておりますが、これは定かではありませんので、数回していたということは言えると思っております。具体的には後もって会議をひもといてお伝えさせていただきたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

それではまたお尋ねしますが、今までこの大規模改修で計画されておることについての事業費もある程度は試算といたしますか、されているかと思っておりますが、それも全体的にやるとしたら、やっぱり億の事業費が要るのではなかろうかというふうに考えるわけです。そういう中で、どなたかの今までの質問の中で、いろいろやるについても財政面を十分に考えてということもおっしゃいました。そうすると、今、町全体の財政的にはまだまだなかなか厳しい部分があるということは皆さん認識されてあります。そういう中で、今言う多額の金をかけてということをするときには、財政面でどういうふうかということも十分考えた上でなくちゃならないということは当たり前でありますので、その辺の関係について、執行部、財政あたりとの今言う協議といたしますか、そういうことも当然されておるだろうと思っておりますが、先ほど出ましたように、平成27年、28年、29年でやると今まで言われてきておったのが先延ばしにしたという話。そういうときに、じゃ、今まではそういうことの協議はされんままに計画をされてきたのかと。この時点で協議をしたし、先日は、ICTの整備関係を優先したから、この件については先送りをというふうな話もされました。そういうことを今の時点ではなくて、以前からずっと協議はされておったろうと思うのに、今の時点でそういう言葉が出てくるということは、どういうことかなという感じがしますが、その点、いかがでしょう。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

確かにそういうお話をされましたけれども、私、この仕事に入りまして、教育委員となっ

たときが平成23年の3月だったと思います。もうそのころには、大規模改修は路線の中のもの、教育委員会でそういう話を、これは行きますよということで来ておりましたものから、私はその流れの中で取り組んでいくというふうに認識をしておりました。それで進んできているときに、やはり先ほど議員さんも言われました、私も言いましたけれども、別の事業が入ってくる。それと同時にこれやっていくということはどうだろうかということで、やはりそれでは、今、優先すべきは何かということを経済委員会と協議をいたしまして、委員長の結果がそういうふうになっていくということで、5名了解して進んできているということでございます。以前から、それじゃ計画をとということですけども、まだまだそこまでの十分な私の認識はなかったこと申しわけないと思います。

○8番（大川隆城君）

今までのことを繰り返し繰り返し言うても先に進みませんけれども、やはり何遍も言いますように、町全体での取り組むということでは間違いありません。そういう中で、教育長さん言われるのが、「和を以て貴しとなす」というお言葉をいつも言われます。それは教育委員会部局だけじゃないと思うんですよね。議会と執行部がなれ合いになれということじゃありませんよ。やはりさっきもちょっと言いましたように、いろいろ事業進めていく上で、これはこうだこうだというの、もし示しができるなら、できるだけ早くに示しをしてもらう。と同時に、今度はそれが途中で計画が変わったとかいう場合には、これまたいち早くお知らせをいただく。そういうことでお互いに共通理解、共通認識をした上で、これはこうがいいよ、これがいいよというふうなことで協議をして、よりよいものにとということが言うまでもなく当然必要なことかと思えます。そういう意味合いから、ぜひ今後はそういう形でやってもらいたいと思うわけですね。とにかく何遍も言いますが、上峰出身の子供は本当にどの子も立派ですばらしいと言ってもらいたいのために、みんなで努力をしているわけですから、ぜひそういうことで今後はいろいろこういう違う形の議論はせんでいいように、やってもらいたいと思います。

最後に、その辺含めて教育長から一言お願いしたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

議員にお答えいたします。

私も就任したときに申し上げました。「和（わ）を以て貴しとなす」と言いましたけれども、議員さんから、あれは「和（なごみ）を以て貴しとなす」ということで教えていただきました。私はこれから何でも仲よくするということがじゃなくて、この趣旨は、議論を尽くす、そういう雰囲気をつくる。そういうのが和（なごみ）だというふうに解釈しておりまして、ただ仲よくするということではない、議論を重ねていって、そしてすばらしい職場雰囲気をつくろうということであるというふうに考えております。そういうつもりでおるということを御理解いただければと思います。

そして先ほども私、言いましたけれども、この大規模改修につきましては、昨日の指示もありましたので、見直ししながら、さらにどういうふうなあり方が学校教育にとって、教育環境、施設、そういうものを整えるのは、どういうあり方がいいかということを十分検討させていただいて進めさせていただきたい。議会とも相談をすると、検討していきますということを話しておりますので、どうぞ御理解していただきたいと思います。

以上、終わります。

○8番（大川隆城君）

重ねて言うようで申しわけないんですが、昨年9月の定例会の折だったかと思いますが、議会の中途だったか、終わってからやったかがちょっとはっきりしませんけれども、図書室で教育長さんたちおいでいただいたときに話をしたことを思い出しましたが、そのときに、もしいろいろ計画をしていることとかが変更になったとかいうようなときには、その議会とかなんとかにかかわらず、全協なり、どういう形でもいいから、事前に議会にお知らせくださいというお話をお願いしておったと思います。ですから、町長部局のほうからは、時々そういうことで事前説明をお願いしたいとかいうことでの要請があつてきておりますから、それと一緒にいいし別個でもいいから、もし何か変化があつたときには、ぜひ早目にそういう形でお知らせいただきたいということもお願いしていましたから、今後ぜひ重ねてお願いをしておきたいと思います。教育長さんですから、きちんとお約束されたことはしていただくものと思いますので、お願いをいたしまして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

次に進みます。大きな6番目、職員採用について。職員採用について、今後はどのように考えているのか。執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番大川隆城議員の職員採用について、今後はどのように考えているのかというお尋ねにお答えを申し上げます。

ことは平成26年4月に入庁者、指導主事さんまで入れますと、5名ということでございます。退職者が2名ということで、3名の配置がなされるということになります。来年の採用につきましては、6月に早期勸奨退職の希望をされる方等を把握した上で、定員を考えていきたいと考えておりますので、現時点では、平成27年4月に入庁される方の採用人数はまだ確定はしておりません。

また、職員定数については、平成25年9月議会で、4番碓議員、2番寺崎議員、9番林議員から御質疑をいただいているところでございます。重複する形になりますが、申し上げますと、職員定数につきましては、現行の職員定数条例上の職員数91名は、保育士や給食センターを直営にしていた当時の人数を含んでおりますので、現在の役場の所掌事務と比較する

と、過大なものとなっているという認識を持っているところです。定数は91名のままであっても、近年の職員採用に当たって、財政事情等を考慮いたしまして、抑制をしていたということで、退職者にあわせて採用を考えていたわけでありますけれども、昨年はそういう自己都合退職等々がございましたので、減員になりまして、現在、68名という少ない職員数の状況がございます。今現在、議員各位から職員数に対する質問が出てきたときにお答え申し上げているのは、78名プラスアルファという程度でお答えさせていただいているわけですが、これはまさに今、給食センターを直営にする場合等々の要因数を含んで考慮をしなければいけないということで、これまでは答弁を申し上げてまいりました。現行のところ78プラスアルファで考えていくべきで、当面は定年退職者の補充にあわせて、なるべく増員ができるよう財政当局と協議をしながら、定員を確定させていきたいというふうに考えています。

○8番（大川隆城君）

先ほども言いましたように、やはり68名という少ない人数で皆さん頑張っていたいただいていることも、本当にその努力されていることには、頭が下がるわけですが、やはりこれもいつまでもこの人数じゃ大変でしょうから、とにかく例えば、課長が1人おやめになるとすれば、新規には2人か3人ぐらいは1人分ででもできるんじゃないだろうかという感じが私はするものですから、今、町長答弁では、退職した人数にあわせて新規をと、当面は同数的な考えという話でしたけれども、最終的には78プラスアルファという形で考えているということですから、80名前後ぐらを考えているんだらうなというのはわかります。しかし、年度ごとに、例えば、ことし1人、来年5人、その次1人というふうな形とかになったら、なかなか後々のことでいろいろ問題が生じはせんかという感じもするものですから、その辺は計画的にできるだけ多目に採用していってもらった方がいいんじゃないだろうかという感じがするものですから、お尋ねをしたわけですが。

そういう中で、これはちょっとはっきりしない部分あるわけですが、例えば、上峰町が職員を採用するのに対して、人数的な問題で県からの指導を受けるというか、何かそういうのがあるやに聞いた記憶がありますが、その辺は確認のため、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、お願いします。

○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。私のほうからこの件につきまして御答弁申し上げます。

県のほうからは、定員管理調査という調査が毎年行われるわけですが、過去にはそういった指導を受けたことがございます。ただ、今の時点で言いますと、議員の皆様方も大変御理解いただいていますように、職員数、非常に少ないものですから、今の現職員数から増員する、そういったことであっても指導を受けることはないということで考えておるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかく繰り返し言うようでありますけれども、やはりこれから先の職員構成で、今言ういつかの時点では、もう人数多いけれども、いつかの時点では極端に少ないとかいうようなことであつたら、やはりいろいろ業務遂行上でも問題が出てくる可能性もあるんじゃないかかという心配もするものですから、繰り返しになりますが、78プラスアルファということ为前提として、毎年計画的に採用面も考えていただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上でこの項を終わります。

○議長（中山五雄君）

大川議員の質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時半まで休憩いたします。休憩。

午前11時13分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

その前に、先ほど大川議員の質問に対して、教育長からの説明があるそうですから、説明をお願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

発言を許していただきまして感謝いたします。

さきの大川議員の御質問の中で、定例教育委員会、校舎改築、何回ほど開催したかということで、後もつてというふうにお答えさせていただいておりました。調べましたら、都合3回でございました。9月の中期財政関係と10月に中学校校舎改築について、そして、12月に上峰町の公教育のあり方についてということで会議を持たせていただいております。

以上、終わります。

○議長（中山五雄君）

大川議員、いいですか。

それでは、1番原田希君をお願いします。

○1番（原田 希君）

皆さんこんにちは。1番原田希でございます。本日、3月11日は東日本大震災からちょうど3年ということでございます。私たち議会も被災地の現状を見させていただきましたが、3年たった今でも、まだまだ完全な復興とは言えないような状況を目の当たりにしました。私の想像と被災地の現状のギャップに、ただただ驚くばかりでございましたが、一日も早く復興、復旧が進むよう願うとともに、この現実を絶対に風化させてはいけないと強く感じたところでございます。

それでは、議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく5つ、質問をさせていただきます。

まず初めに、合併・広域連携についてということで、武蔵町長1期目の任期満了前に自治体規模町民意識調査を実施されております。この調査結果につきまして、資料をいただいておりますので、資料を見ながらまた関連事項について質問をさせていただきたいと思っております。

次に、この調査結果を受けて、今後の広域連携をどのように考えていかれるものなのか、これをお尋ねいたします。

③でございます。東部地区以外の広域連携を考えるということで、現在、広域の連携のあり方というのを1市3町で協議をされているというふうに思っておりますが、上峰町は吉野ヶ里町とも隣接をしております。今後さまざまなビジョンを描いていくとするならば、当然、この吉野ヶ里町また神埼市あたりまでの範囲も視野に入れる必要があるんじゃないかなというふうに考えますので、この辺に関して町長のお考えを伺いたいというふうに思います。

大きく2点目、学校給食についてでございます。

平成27年3月31日で現在の委託契約が終了になるというふうに記憶をしておりますが、その後の学校給食のあり方について、これについては学校給食運営委員会というのがありまして、私、議会代表ということで、その委員会に入らせていただいております。その中でやはりとりや議会でのやりとりの中で自校式という話も出てきた経緯もあってかどうかわかりませんが、保護者の方々からもうすぐ自校式になるんですよねというような問い合わせも実際、私受けてきておりますので、この件については今後どう進めていかれるものなのか、教育長のお考えを伺いたいというふうに思います。

また、公共施設の整備についてということでございますが、これは先ほども、前日もお話が出ていたかというふうに思いますけど、大規模改修について、以前から中期財政計画にのっとって進めるというようなやりとりがっておりますが、この件に関してもはっきり中身が見えないまま大規模改修という言葉だけがひとり歩きしているように感じております。そういう意味ではきちんと整理をしておく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、環境衛生について、不法投棄の現状と今後の対策はということでございますが、議会ですら毎月1回、防犯パトロールということで町内をパトロールさせていただいておりますが、

そのパトロール、毎回ではないんですけど、たびたび同じ場所で不法投棄されているのを発見しております。そのたび、行政のほうには連絡をして撤去していただいておりますが、この撤去にも費用がかかっているわけでございます。根本的に、そこに捨てられないような取り組みが必要じゃないかというふうに考えております。当然、行政としても、そういった対策の検討はされていると思いますが、どういうふうに考えておられるか、お尋ねいたします。

最後に、青少年健全育成ということで、これ所信表明の中に書いてありましたが、学校・地域・企業・行政が一体となったネットワークづくりというふうにあります。具体的にどういった連携を考えておられるのか、どういうふうに連携をとっていかうと考えておられるのか、その内容をお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、第1点目、合併・広域連携についてということで、その中の1点目、自治体規模町民意識調査の結果はということで、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆さんこんにちは。原田議員のほうから自治体規模の意識調査の結果をという御質問をいただいておりますので、私のほうからその結果についてのみ御回答を申し上げたいと思います。

お手元のほうに配付しております企画課資料、上峰町の適正な行政規模に関する町民意識調査の調査結果概要をごらんいただきたいと思っております。

もう結果だけ申し上げさせていただきますが、まず、将来の上峰町としての行政規模についてお尋ねをしております。上峰町の行政規模について望ましいと思うほうに丸をつけてくださいということで、「現状のまま」は1万人程度、それから「現状よりも大きな自治体」という大きく問いかけをしております。それに対する回答につきまして書いておりますが、「現状より大きな規模を希望する」といった意見のほうは53%ということで、「現状のままではよくはないか」と言われた46%を少し上回っているという結果が出ております。

次に、行政規模の大きさということで質問をさせていただいております。

「現状よりも大きな自治体になったほうがいい」というほうに丸をつけた方について、お尋ねをしております。大きなほうがいいと言った方々については3万人、7万人、10万人、20万人と4種類、適切と思う規模というものを設定しております。それに対する回答といたしまして、適切だと思う、その行政規模というものにつきましては「3万人程度のまち」とお答えになった方が51%ということで最も多いという結果が出ております。

それから、「現状より大きなほうがいい」と思われた理由を問いかけいたしております。その結果といたしましては、イメージアップ、それからサービス、窓口がふえると、そういうことにより利便性の向上ということよりも、活力あるまちづくりが可能になるのではない

かと、それから、経費の効率化が図られるのではないかと、そういった理由を選択されておられる方が多いという結果が出ております。

それから、この大きな行政規模がいいというふうに回答をされた方々に、その大きくなる時期について、いつごろが適切だというふうに考えられるかということで、またそこで質問をしております。

結果といたしましては、「3年以内」というふうにお答えになったのが31.4%、それから「5年以内」とお答えになったのが25%ということで結果が出ております。

意識調査につきましての結果について、以上で報告とさせていただきます。

○1番（原田 希君）

今、調査結果の報告ということで御説明いただきました。まず、このアンケートなんですけど、何回か合併・広域連携ということで質問をさせていただく中で、連携とかいうことの枠といいますか、将来的な自治体の規模の枠組みということについては、町長自身、住民の皆さんと話し合いが必要だということで、町民の皆様と一緒に考えていきたいということをおっしゃられていますので、それを受けてのアンケートということだろうというふうに理解をしておりますが、これは町内の3,000人を無作為抽出で抽出されてアンケートをとられたということでございますが、回収率が51.8%、1,554票ということになってはいますが、ちょっとそのアンケートとしてどうなのかというのが私、詳しくないのでわかりませんが、51.8%の回収率ということで、これは町民の皆様の十分な意見を吸い上げられたというふうに思われるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

原田議員の御質疑にお答え申し上げます。

鳥栖三養基ビジョン検討会、首長会あたりでも、自治体ごとに広域連携、もしくは合併協議の町民市民の方々の関心は温度差があるということをおっしゃってまいりました。本町においては、51.8%という回収率が示すとおり、関心が高いわけではないというふうに理解をしているところでございます。

各自治体それぞれ合併を終えた自治体、今、その融和を図っておられる自治体、合併を行わず、選択したものの合併を試行されている自治体、また、町内の議論が分かれているような自治体、そうした自治体がございます。この51.8%をどう読むかというところで申し上げますと、関心が高いわけではないというふうに考えているところです。

○1番（原田 希君）

関心が高いわけではないということでもございました。基本的に、この回答をされた方というのは十分関心があるということだろうというふうに思うんですが、平成24年12月定例会で、この合併・広域連携ということで自治体規模町民意識調査はいつやるんだというふうなことで質問させていただいております。その中で、そのアンケートのちょうどそのとき、町長の

任期がもうあと3カ月程度だったと思いますので、そんなことはないと思うんですけど、私としては、これは公約にたしか掲げられていたと思うので、とりあえずそれを達成せないかんというふうな見方もちょっとあったわけなんですよ。

そんな中で、この24年12月にアンケートをいきなりとられても、事前に例えば、自治体の規模をこれだけ広げれば、こういうメリットがあります、こういうデメリットがありますというのを事前にお伝えして、それから、アンケートじゃないと、先ほど課長の説明もありましたけど、規模についてどう思いますかと、今のままがいい、大きくなったほうがいい、どっちか丸をつけろ、3万人がいい、7万人がいい、どれがいいですか。これわからないと思うんですよ。

だから、前段でそういったメリット、デメリットの説明をしてからとったほうがいいんじゃないかということをお尋ねさせていただきました。そのときには、それを併記しながらのアンケートにしたいというふうにあったんですが、実際、先ほど聞いてみますとそうでもないのかなというふうに思いますが、この点、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

この調査の方法でございしますが、町が直接調査したわけではございませんで、こういう調査を専門にする調査会社、だから、通常行っている仕様にに基づき行ったものというふうに思っております。その上で、私は合併については賛否両論ある中で、合併を反対する人はいらっしやらないというふうにビジョン検討会でも申し上げてまいりました。反対される方は、合併のメリットのない合併について反対されているということで、今、申しましたように、メリットをしっかりと打ち出していきながら説明を申し上げて、アンケート調査をしていきたいというところがございました。

ここで、1つ目のこの結果概要を見まして、行政規模を拡大する意向が上回っているものの拮抗しているということで、この本町がこれまで合併をめぐる町を両論に分ける、二分するような、そういう意見があったことがそのまま出てきているものだと思っております。

また、規模拡大の理由として、活力あるまちづくりを志向されている方が多いという意味においても、メリットをしっかりと打ち出す条件を整えて、住民の皆様方に合併を反対される方にも理由を提示できなければ、そもそもこの合併とは何の意味があるのかというような話に着地してしまうというふうな考え方を持っております。

現在、鳥栖三養基地区の勉強会に参加してはおりますけれども、その議論の中で、やはり編入合併のような話が出てくるような状況がございしますので、その点は唐津、佐賀それぞれ周辺地が現在合併して、その周辺地がどのような状況に置かれたかという、この合併の副作用というものを解消する形での広域連携、まず合併の前に広域連携を施行するべきだということで、鳥栖三養基地区については11事業、連携事業を行いながら、親和性を図っていくということを考えて現在はおります。

またちょっと次の項になるので、またその次のことは次の項でお答えをいたします。

○1番（原田 希君）

今後、そういった合併とかいう話に向かっていくとすれば、これはしっかりと調査研究していただいて、住民の皆様との情報交換をやっていただきたいというふうに思うんですけど、先ほど回答の中で、一番最初にこれは町が直接やったわけじゃないということをおっしゃったけど、確かに委託をしています。これは平成24年の決算の数字なんですけど、このアンケートにも1,000千円かかるとるわけですよ、1,029千円。だから、やっぱり今、子ども・子育てのアンケートとかもとられていると思うんですけど、やるのであれば、金額はいろいろだと思ってしまうんですけど、もうしっかりと皆さんの意見を吸い上げられるようなアンケートにしていただきたいと思えますし、委託をお願いしますって出す場合にも、ちゃんとチェックをしていただいて、本当にこれでいいのかなというのもやはり一度皆さんに配る前に、そういった確認というのにも必要なんじゃないかなというふうに思いました。

それで、この広域連携という話になってくると、うちの場合、副町長が基本的に窓口というか、広域に出て行って、副町長、副市長級のそういった会合があるというふうに聞いておりますけれども、この意識調査について当時、まだ副町長就任されていませんでしたけど、これ見られていると思えますので、このアンケートについて、1,000千円かけただけのことがあるかどうか、お願いします。

○副町長（八谷伸治君）

原田議員の御質問にお答えいたします。

アンケートを見られた感想といいますか、そういったものだと思いますけれども、こういった住民を対象とするアンケートにつきましては、行政の意向というのを町民の方に率直にお伺いするには、行政の意向を反映させるような恣意的というか、意識的な調査では本当の町民の方の意識の反映ができないと思えますので、当時、町といたしましては、専門の業者の方のほうに委託されて、アンケート調査をされているものだと思っております。

この意識調査の結果の感想というふうにお尋ねだと思いますけれども、先ほど町長からもおっしゃったとおり、回答の中には大きく差があるというふうなイメージとしてはちょっと感想としては持っておりません。本町においても行政規模の拡大ですか、そういったものについて関心が高いわけではないんじゃないかなというふうな印象でございます。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

1,000千円という数字は町の予算規模からすると小さな数字かもしれませんが、これもやはり税金から支出をされているわけでございます。今後いろいろアンケートをとられるかもわかりませんが、もう少し考えていただいて、何と言うんですかね、よく町長も税金の適切な使い方というようなことをおっしゃるので、本当に皆さんの意見がくみ取れるような形で

やっていただきたいというふうに思います。

この項は以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。1番原田議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

原田議員の一般質問の途中ではございましたので、2番目の調査結果を受けて、今後の考えはということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

原田議員の調査結果を受けて、今後の考えはということでのお尋ねでございます。

現在、副町長、副市長を中心とするあり方検討会で議論を重ね、今、11事業連携を進めているところでございますので、それら連携事業を確実なものとしていくことによって、親和性が出てくるというふうに考えているところでございます。

そのあり方会の事業連携の進捗については引き続き議員各位にお伝えをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○1番（原田 希君）

進捗については、引き続きお伝えをしていくということでございましたので、これについては進捗があれば、報告をいただきたいというふうに思います。結果を受けて、今後の考えということなんですけど、これもまた前回のやりとりの中からなんですけど、町長の答弁の中で、合併を念頭にさまざまな自治体間での勉強会には参加していきたい。枠組みについては、住民の皆さんの希望調査初め、そうしたアンケートに基づいて判断をしていくというふうに考えておりますということを言われております。

そこから考えると、今回、調査結果が出ました。基本的には、この調査結果に沿って、そういった広域の枠組みやら将来の希望というものを考えていかれるというふうに思っておりますが、アンケートの結果で住民の皆さんが望む規模というところを見ると、3万人程度ということで出ておりますが、現在、あり方検討会、鳥栖三養基ビジョンから始まって、あり方検討会というふうに名称が変わってきておりますが、あり方検討会で広域のあり方を検討

されている1市3町、これの人口を考えてみると、大体12万3,000人ということになります。そうすると、住民の皆様が望む規模というものは3万人程度というふうに出ていますので、これに沿っていくとするならば、この地域ビジョンというのも結局、最初は将来的には合併ということで話が上がってきたというふうに記憶しております。今の段階では連携を深めていこうというふうになっておりますが、将来的に考えたときに、この12万人を超える人口の規模と町民の皆様の思いとしては3万人程度、この差についてどう思われるか、町長の答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

私がかねてから申し上げてまいりましたより大きな規模を、私自身は合併をするなら大きな規模をとということで考えておりましたが、今回、調査結果が出た上で3万人程度の町を志向されている方々が多いということで、今、ここの鳥栖三養基ビジョンの勉強会にかたっているのは、基本的には首長一致しておりますけれども、連携事業をしながら親和性を高め、また、関心を高めていくということでございました。

その意味では、本町はこの枠組みでの連携事業を進めるとともに、3万人程度の町を志向される町民の皆様方のお考えをもとに、吉野ヶ里町、神崎市等々の広域連携事業もまず連携事業を考えていくべきだという視点でいるところでございます。

そうしたところで、今後、広域行政を行う上でも西と東を見ながら連携を図っていくべく対応をしていかなければいけないという考えに今、なっているところでございます。

○1番（原田 希君）

今、その1市3町ということで、いろんな協議をされていると思いますが、さまざまなその自治体間での勉強会には参加していきたいということを以前、言われておりますが、こういった勉強会というのは鳥栖三養基以外であっているものなのかを伺います。

○町長（武廣勇平君）

現在、かねてから議会からもお尋ねがあっっているごみ処理の広域化計画というものがございます。これは、県が広域化の必要性として、平成9年5月に旧厚生省から通知されたもので、その必要性を次のような観点から位置づけているわけでございますが、安定的な焼却を行うために必要な規模の確保、リサイクル可能物を広域的に集める、ごみ発電等の余熱利用の効率的な実施、最終処分場の確保の対策、公共事業のコスト縮減という視点から県も東部ブロック協議を行うようにというような要請があってまいっております。

昨日といいますか、26年2月17日に東部ブロック首長意見交換会を鳥栖三養基西部溶融資源化センター研修室で行わせていただきました。今現在、三養基西部環境施設組合の管理者はみやき町でございますけれども、みやき町、鳥栖市、上峰町に加えて吉野ヶ里町、神崎市で首長会を開催させていただいたところでございます。もちろん、この東部ブロック協議というものを進めていくことに今後なりますが、今のところ、この1市2町でこれまでのごみ

処理場建設の指針というものがございまして、1市2町において、次期候補地選定をまず行うということを地元の方々と今、旧中原町ですが、協議書といいますか、覚書等を交わしている流れから、まず1市2町で候補地を選定し、神埼、吉野ヶ里さんも入っていただき、協議を行っていくという流れになってございます。なるべく先ほど言われました国からの指針等もございまして、建設費の縮減等の観点から本町町民の皆さんの負担を極力抑えていくという視点から、この東部ブロック協議を順調に進めていければというところで、広域連携を進めて考えていきたいというふうに思っております。

○1番（原田 希君）

今、ちょっと初めて聞いたんですけど、このごみの広域化計画という、東部ブロック協議ということで1市2町で次の候補地を選定していくということですが、1市2町で候補地選定をしていくということなんですが、上峰町はそこに手を挙げるお気持ちはあるかどうか、伺います。

○町長（武廣勇平君）

これは、昨年12月に次期移設の方向性の一定の確認を行わせていただいたところでございます。かねてから三養基郡、鳥栖市、順番的には鳥栖市にお願いするという協議がなされていたということを、これは私の就任前でございますが、そういう議論があるということでもございまして、鳥栖市で次期施設建設は御検討いただくということになっております。その上で、並行して東部ブロック協議も進めているという流れになります。鳥栖市の候補地と、また吉野ヶ里、神埼さんから候補地が上がってくれば、それを比較することはあり得るが、基本的には1市2町、地元との覚書に基づいて候補地を選定し、これを1市2町としては案として上げていくことで、流れとしてはなっております。

○1番（原田 希君）

今のところ鳥栖市が有力だと、候補地だということでもわかりました。ちょっと話を戻します。

まず、アンケート結果で3万人程度のまちということで、そういったことも考えて連携も模索していくような、ちょっと先ほど回答があったと思うんですけど、この上峰周辺でうちと合わせて3万人程度という、吉野ヶ里町がちょうどそれぐらいかなと、吉野ヶ里町、みやき町がそれぐらいかなというふうに思うんですが、ちょっともう3番のほうに入っているんですか。

○議長（中山五雄君）

はい。

○1番（原田 希君）

1市3町以外の連携は考えられないかということで、お隣、吉野ヶ里町さんはもう当然、目達原駐屯地もお互い挟んでいますし、工業団地東部緩衝緑地とかいうことで、やっぱりそ

れなりというか、結構かわりが深いと思うんですよ。将来的なこういったビジョンを考える上で、1市3町と今、協議をいろいろされておるわけですけど、私としては吉野ヶ里町さんとも当然、同じような連携の模索というのをしていくべきじゃないかなというふうに考えていますが、その点いかがでしょうか。

○議長（中山五雄君）

2番、3番一緒にいいそうですから。

○町長（武廣勇平君）

この鳥栖三養基ビジョンにかたるときに、勉強会はどんな形でも参加していくことが必要だというふうに申し上げてまいりました。また、この広域連携事業をしっかりと進めることから、1市3町、これは鳥栖三養基のほうでは進めている現在でございます。

それに加えて、ごみ処理施設についても、私も強く働きかけまして、神埼、吉野ヶ里さんも含めた東部ブロック協議の場をつくることができたというふうに思っております。また、あわせて各連携事業、鳥栖三養基ビジョンで行っております連携事業は、例えば先ほどから議会御質疑になっておられます「のらんかいバス」の運行についても、この枠組み以外の乗り入れというものも考えるということございまして、みやき町、鳥栖市、基山町以外に、吉野ヶ里町とのバスの乗り入れも視野に入れて、これは公共交通会議というものを国のほうも昨年、法改正されまして、事業者任せでなく、自治体の意向に沿った乗り入れを行うべく、法改正がなされております。今後、利用者の利便性を高めるために、本町として、この1市3町を路線化するというだけでなく、本町の事業に基づいて、その広域乗り入れを考えてくという意味で、吉野ヶ里町にニーズがあれば、その点も協議ができればなというふうに考えているところでございます。

○1番（原田 希君）

ということは、今のところ、1市3町の連携を充実させることが先だというふうな認識でしょうか。

○町長（武廣勇平君）

言葉足らずで失礼しました。「のらんかいバス」の乗り入れについては、1市3町にかかわらず、ほかの市町とも連携を考えていくことで確認をしているところです。

○1番（原田 希君）

そういった連携の確認の場ということで、この1市3町でいえば、あり方検討会というのがあると思うんですよ、それぞれの部会。それと同じように、必要があれば、例えば吉野ヶ里町との連携を考えていく、話をしていくということであれば、同じように、そういった吉野ヶ里町ともそういった検討会をつくったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

まずは、先ほど申し上げましたように、この町内のニーズに吉野ヶ里、神埼等のニーズがあった場合に、そこを確認した上で連携の必要があることになれば、その場を設けさせていただきたい、提案していきたいというふうに思っているところです。

そうした意味では、今後は「のらんかいバス」においては、しっかり公共交通会議の中で議論が必要になってくると思います。事業者を中心とした運営でなく、また運輸局のかなり厳しい路線についての規制ですか、そうしたものもあるやに聞いておりましたが、法改正がされて、自治体の都合によって、この路線を変更できるというふうに聞いているところでございますので、ニーズにあわせて広域連携を進めていきたいと、これは1市3町の枠組みにとらわれずやっていきたいというふうに思います。まずは、需要を確認するところからです。

○1番（原田 希君）

そういった需要がもしあれば、町長のほうから働きかけをしていくというお気持ちがあるかどうか、伺いたいと思います。

今、ちょっとずっとバスのお話をされているんですけど、例えば、吉野ヶ里の住民の方から言われたことがあるんですけど、上峰の図書館を利用させてもらえないだろうかとか、そういったこともあるもので、バスに限らず全体的なそういう連携の場、1市3町でとられているような、そういうのもあっていいのじゃないかというふうに思ったところでの質問でございました。町長として、そういうニーズがあれば、自分から積極的に動いていくという気持ちがあるかどうか、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

今、この連携事業のみならず、吉野ヶ里町とは自衛隊を囲む周辺市町村ということで、同じ特定防衛施設関連の市町村ということでの要望等も連携して行ってきたところでございまして、この点につきましても、私から働きかけることもありましたし、今後もバスに限らず、図書館の本の話も自衛隊の職員さんから言われたこともございました。図書館の利用についても、そうしたお求めが高まり、これも需要のぐあいを見ないとはいけませんけれども、需要に沿って行っていく姿勢ではおります。

○1番（原田 希君）

これまで1市3町の協議やら、東部ブロック会議ですか、そういった経緯を経て、いろいろと広域の連携ということを勉強されてきたと思うんですが、今の現時点で武廣町長の描くビジョンというのがあれば、教えていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

これは、自治体の大きさにかかわらず、やはり持続可能な自治体をつくっていくためには、人口の構成というのはすごく意識するところでございます。少子化が進み、高齢者はある程度の団塊の世代が70歳でピーク越えをしたところからは減ってくるという流れの中でございますので、なるべく人口構成のいいコンパクトなまちづくりがどの自治体においても、どの

枠組みにおいても求められているものだと思っております。そうした視点は持ちながら、町民の皆様方の御要望、御期待も考慮し、かつ、まちづくりとして町民の皆さんにしっかり枠組みを変えるときはメリットを示さなければいけない。そのように思います。

冒頭の話に戻りますが、やはりビジョンのない合併には反対の方はいらっしゃると思いますので、やはりビジョンをしっかり設け、どういう町をつくっていくか、どういう人口構成で、どのようなこの地の反映があるかということをしっかり掲げながら、説明をしていかなない限り、ビジョンなき合併に終わってしまい、ビジョンなき連携に終わってしまうと思っております。

広域連携事業、ごみ処理については、これはどう考えても、より広域な枠組みでやるのが町民の期待に応えられるものだと思っておりますので、そこは目指していく方向性としてブロック協議をしていきたいと思っておりますが、1市2町の覚書、地元との経過、経緯があるというふうに聞いておりますので、この点は、これは先達の皆様方の取り決めによって行っていかなければならない流れになっておりますので、そこはしっかりと、その路線を守っていきながら、より広域な枠組みで広域行政ができるように努力していきたいというふうに思っております。

○1番（原田 希君）

メリットがある合併ということを言われました。当然、メリットがなければ、デメリットばかりだとみんな賛成しないんじゃないかなというふうに思います。しっかりとそのメリットが多く生み出せるような連携、あるいは将来的な合併ということで考えていただきたいと思いますし、そのあたりもしっかりと町民の皆様と意見を交換しながら、情報提供いただきながら進めていただきたいと思います。

町長は、若い町長ですから、東部に限らず佐賀県を引っ張っていく、まずは上峰町を引っ張ってってもらいたいと思うんですが、佐賀県を引っ張っていくぐらいの勢いで、この広域にも連携という部分に対しても取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。

○1番（原田 希君）

一言、そしたらお願いします。

○町長（武廣勇平君）

頑張ります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

大きな2点目、学校給食についてということで、平成27年3月に委託契約終了となるが、

今後の考えはということで、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

原田議員から学校給食についてという御質問でございます。

資料を要求されておりましたので、その資料の点につきまして私のほうから御説明申し上げます、その要旨の今後の考え方については後もって、教育長のほうからお答えをしたいと思います。

まず、この改修調査につきましては、平成25年7月に佐賀市の設計業者と契約を交わしまして、25年9月末日をもって業務完了いたしております。この資料によりますと、A案ですが、これは現在残っているセンターの面積を変えずに改修を行うものでございます。面積は374.6平米、給食提供数は1,000食、厨房システムはドライ方式、この方式は床面に水を流さない方式でして、以前の方式はホースで床面に水を流し、ブラシでゴミ等を水路に流し込む方式でしたが、水がよどむなど不衛生との指摘が保健所からありました。他市町の新しい給食室は、このドライ方式を採用されております。厨房の熱源は基山町が最近新設されましたが、基山町の給食センターは電気を採用されております。俗に言うIHですね。ですが、当町はこの方式を採用しますと、現在、小学校のほうに熱源を持ってきておりますキュービクルの改良が必要となり、これには多額の経費が必要となりますので、ガス方式としております。

空調ですが、給食センターは虫等の侵入を防ぐために、基本締め切りとなっております。夏場では網戸で対応をしておりました。釜付近にはスポットクーラーなどを使用しておりましたが、調理員には過酷な労働条件ですので、全館冷暖房となっております。

このような設計で税抜き価格165,233千円と計上しております。

B案につきましては、現存のままでは少し手狭であるということで、西側駐車場のほうに196平米増築をいたしまして、総面積525平米と増築をする案です。中身につきましては、先ほど申し上げました増築しない案と同じでございます。このB案ですと、税抜き価格が259,073千円と計上になりました。

従来、給食センターで使っておった食洗機とか、釜とか、そういうものが使えるか否かということも確認をしていただきましたが、使えないと、これも新品を購入する必要があるということで、先ほど申し上げました2つの案には、この厨房機器の備品の買いかえの金額も含まれております。

以上です。

○教育長（矢動丸壽之君）

1番の原田議員からお尋ねの分で、ただいまの委託終了後の今後の考えはということに結びつきまして、課長の説明を受けて、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

この学校給食につきましては、自校といいますよりも給食センターを何とかまた使いまし

て、児童・生徒に給食を提供できないものかということで、議会の皆様方に23年9月ごろの議会ではなかったかと思えますけれども、前教育長がこの給食センターについては検討をしてみたいというふうに話し合せて、私もそのときに教育委員になっておりましたので、この研究をさせていただきたいと、今年の初めごろの議会で何とかそれをさせていただきませんかということで御了解いただきまして、予算をつけていただいて、今、課長が答弁する結果をいただいたわけでございます。

その結果、教育委員会事務局では恐らくこのくらいの金かかるのではないかなということも話をしておりましたけれども、じゃ具体的に、実際にどうなのか、そういうのを見て、また研究をしたいからということで進めさせていただいたわけでございます。それで、実際に総事業費が今のままでも約150,000千円、税込みで170,000千円ぐらいはかかるということでございました。

教育委員会といたしましては、昭和60年ごろにちょっと増改築をしております、そのときは数千万円の単位の改修費でございましたので、それでもし現実的に行くならばと思っておりますけれども、余りにも高額であったということで、これはどうしたものかというふうに考えました。

そして、確かに27年4月の運行を計画するとすれば、その実施設計というものも速やかにしなきゃいけません。そうすると、それが4月稼働で行きますと、12月の補正にのせなければいけないというふうな形で、その金額が170,000千円の事業でございますので、実施設計の費用というのは、これはもう千万単位の金になるのではないかと、こう教育委員会では判断いたしまして、であるならば、やはり余り拙速にさあやるぞということは、これは考え直すべきではないかというふうに至りました。そして、増築とするとしても高いわけです。その増築をする、そして新しくつくと、それも少し時間が、そんなに差も1億円ぐらいならば、むしろ作り直してもいいんじゃないかということで慎重に研究して、もう一度考え直してやっていこうというふうにして、今現在来ているところでございます。それじゃ、その後どうするかということですので、ちょっと委託を延長して対応させていただきたいということで、教育委員会はまともっております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

執行部にお願いですけれども、答弁のほうは簡潔にお願いします。

○1番（原田 希君）

改修で170,000千円工事費がかかるということで、実施設計になっていくと、まだこれに上乘せになるというお話でしたが、これ例えばできてしまって、稼働をし始めると、またそれ以外で人件費とかあれこれ、ランニングコストというんですか、そういったところもかかってくると思うんですけど、その辺の試算というのはされたのでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

具体的に、何名雇ってどのくらいかかるという、そのランニングコストなどについてはまだ至っておりませんでした。

以上です。

○1番（原田 希君）

給食センター等もありますけど、大規模改修ですけど、やっぱりこういった大がかりな事業というのは、きちんと計画を立ててやっていただきたいというのが一つなんですけど、25年9月の議会の中で、これ同僚議員の質問なんですけど、委託調査ということで、これまだされている途中だと思うんですけど、そんな中で、突然そういうことじゃなくてもっとほかに、学校の整備が先じゃないかというようなお話も出ていました。そのときに、財政担当の企画課長が、この給食センターの話をどう思うかという答弁で、これはもうちょっといろんな計画的な事業が控えているので、この件に関しては検討していただきたいというような答弁をされているんですよ。きのうの給食とかじゃないですけど、やりとりの中で、基本、その教育委員会内の決定というのは、町長はお任せしていますと、ただ、その財政を伴う部分については、協議をせんばいかんということ言われていましたので、これはもう当然のことだと思います。ここをやっぱりきちっとやっていくのが当然じゃないかなというふうに思うんですが、きょうここに、きのう、きょうってこういった話が出ていますけど、こういう計画が上がって、これで行こうと、保護者もそれを望んでいるんだという話で、その思いで進められてきたと思うんですけど、その過程の中で、そういった財政部局との協議なり、そういったことはされたのかどうか、ちょっとお伺いをします。

○町長（武廣勇平君）

これは、今、企画課長のほうの話も出ましたので、私のほうから経緯を申し上げますと、やはり先ごろ、学校給食を委託した経緯に対して、保護者の皆様方の戸惑いがあられたということを受けて、なるべく自校式で給食を展開したいという思いを受け、教育委員会も試算をしていただきたいということを申し上げてまいりました。その上で、教育委員会として、高額な費用がかかるということは聞いておりましたが、実際、当時、給食センターの建設に50,000千円ほどかかっていたということを知りまして、もっと具体的な設計を起こした上で確認がしたいということで、教育委員会としましても予算を充てていただいて、設計をされたことと思っております。その上で、大変な改修費用がかかるということで、中期財政等々の関係から、やはり企画課としても財政状況上、今、実施するのは困難な状況だということから、そういう発言につながったものだと思っておりますけれども、私といたしましても、その改修について、今、現段階で相当の額をかけて改修できる状況かと言われれば、まだ難しいということだと思っております。そうした中、この一連の経緯の中で、議員の

皆様方に御心配をおかけしたことを思っているわけです。

先ごろから御質疑いただいておりますいろんな提案、また、教育委員会の今後の対応等改めることを含めて、今後、議員の皆様方と協議をしながら進めていければというふうに考えております。

○1番（原田 希君）

私も保護者の一人ですので、これは学校で、これをまた再開できるというのであれば、それはぜひやっていただきたい。ただ、町の財政、まだまだ勉強不足ですが、そんなに裕福じゃないというのは感じております。そんな中で、使えるかどうかの調査はいいと思うんですよ、今後そうしていきたいということであれば。ただ、冒頭言いました、私も給食運営委員会ということで入らせていただいているんですが、その中で、教育長が自校式の方向で検討したいということで、その委員会の中にはやっぱり保護者の方が多いわけですよ。そうすると、議会の場では検討しますと言われれば、これはやらないんじゃないかなと思うのが、何というんですか、検討しますと言われたら、ああやらないんだなというふうにちょっと最近、そう思うんですけど、一般の方が、やっぱり教育長という立場ある方が、皆さんがそう言うなら、じゃその方向で検討しましょうと言われれば、ああこれはできるんだと、しかも、もう委託契約、時間がないので、早急に今、調査をやっていますと、検討していきますといえれば、それはもう当然皆さんそう思われるわけですよ。ですから、その辺を注意していただきたいと思うのと、その次の、これは先ほど検討していきたいということを言われたのは平成25年の7月、その後の9月の議会で初めて、議員の皆さんは調査結果どうなったかという質問の教育長の答弁を聞いて初めて、そういう話があるのかというのを知られたわけです。その後、この委員会が2月6日にまたありました。そこで、課長が、これはもうすぐは無理ですよと、これだけ金額がかかるのでと説明をされたんですけど、その説明の前に教育長はもう退席されたんですよ。私としては、この委員会の中で教育行政のトップである教育長がやっていきますという発言をされて、保護者の皆さんができるんだというふうに思われている中で、実際、試算したらできないよとなったときに、その細かい試算の内容は課長の説明でいいと思うんですけど、これはやっぱり教育長みずから、この間こう言ったんですけど、現実的にはこうなんですというふうな説明があつてよかったんじゃないかなというふうに思うんですが、この点いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

原田議員の質問に答えさせていただきます。

確かに2月6日につきましては、その委員会の途中で席を辞させていただきました。どうしても町の執行部の方と協議をしなければいけない大事な事案が発生しておりましたものですから、そこで退席をさせていただきましたが、あの会議の冒頭に私のほうから発言を求めておけばよかったと今、大いに反省しているところでありまして、私の配慮の足らなさを恥

じております。迷惑かけたなと十分に認識をしております。

以上です。

○1番（原田 希君）

この委員会自体も事前に日にちが決まっていたわけでしょう。それなら、緊急などいっても、こっちが大事なんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺をやっぱりもうちょっとというか、きちっと教育長という立場を自覚していただいてやっていただきたいと思います。これ結局、やると皆さん思われていて、いやできない。きのうは、新築の方向で検討していきたいと、結局どうなんだという話、混乱が起きますよ。

やっぱり、教育行政のトップとしてきちっと芯を持って、皆さんを引っ張るぐらいの勢いでやっていただきたいというふうに思うんですが、最後、一言お願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

教育委員会を今、束ねていっている事務のトップといたしまして、しっかりとその自覚を持ってやっていきたいと思います。

それから、何やったですかね、ちょっと待ってください、済みません。（発言する者あり）

しっかりと自覚を持って、これから責任ある行動、言葉についても、私の思っている、そして、発言した言葉が聞かれる人にとっては、私の思うことと、受け取る側はそう必ず受け取らないということを、今、痛切に反省をさせていただいておりますので、十分、今後とも注意いたして発言をしていきたいと思います。どうも御指導ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな3点目、公共施設整備についてということで、小・中学校大規模改修の具体的な中身はということで、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

原田議員から、公共施設整備についての御質問が出ております。

先ほど来、大川議員にもお答えをいたしました。同じ答えになることを御容赦願います。

まだ実施設計もやっていない状況でございますので、具体的な結果がございません。ただ、防衛省の補助をいただく予定ですので、防音にかかわる件については、先ほどお答えしたとおり実施をしていくようにいたします。

以上です。

○1番（原田 希君）

先ほどの同僚議員のときの回答と一緒にということですが、ちょっと先ほどの回答の中でちょっと気になる部分があったんですけど、防衛省の補助があるのでサッシ、天井などをやっ

ていく。これ中学校の話ですよ、中学校の話で防衛省があるので、サッシ、天井などをや
っていくということで、サッシを外すので、外壁の部分もやっていくということで、さっき
説明があっていたと思います。

今回、当初予算の中学校費に、修繕料1,500千円の内訳で、この予算委員会の人に言わ
れていたんですけど、1,500千円の内訳で500千円がサッシの不良分ということで言われてい
ました。これは、大規模改修で行うサッシとどう違うのか、ちょっと御説明をお願いします。

○教育課長（小野清人君）

中学校の部分につきましては、確かに当初予算のほうで500千円、サッシの改修というこ
とで上げております。このサッシと大規模改修するサッシというのは同じものがございます。
ただ、それまで待てないとサッシ自体がもう古くなって、危険性があるというものにつつま
しては、今回、早急にやる必要があるということで、大規模改修を行うものではございませ
が、今回、計上しているというところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

サッシを変えるときに、外壁も一緒にしなきゃいけないという私、認識だったんですけど、
それはしなくてもいいということですか。

○教育課長（小野清人君）

当初予算で上げている分につきましては、外壁まで扱わなくて済む部分を上げております。
以上です。

○1番（原田 希君）

この大規模改修については、設計等をしていないので具体的な計画はないということで、
先ほど言われていました。ただ、今までの議事録、全部じゃないと思うんですけど、私がち
ょっと見つけられるだけ、ちょっとずっと見てみたんですけど、具体的な計画はないという
ことなんですけど、大体、中学校に関しては、28年、29年で外壁、内壁をやると、そして、
まちづくりプランの実施計画表、これを見ても、中学校内外装改修実施業務委託業務、
平成27年に3,000千円、ここが設計だと思うんですけど、これずっと議事録を見る限りでは、
大規模改修というのは学校の外壁、内壁の改造のことじゃないかと私は思うんですけど、こ
れはいかがでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

ただいま原田議員から議事録の件、言われましたが、議事録に載っているとおり、私、27
年度設計、28年度内壁、内を先に言ったのか、外を先に言ったのか覚えていませんが、28年、
29年施工ということで答弁をしまりました。

きのう、吉富議員の一般質問の中でもありましたが、27年、28年、29年の施工であつ
たんですが、教育委員会の中で小中一貫校のこともありますし、そういう検討する時間も必

要だということで、平成30年設計、31年、32年施工ということで、教育委員会の中では決まっておるということをお説明したと思いますが、そういうことでよろしくお願ひします。

○1番（原田 希君）

ということは、計画があるということですよ。具体的な計画はないということで、大規模改修は何なのかということで、我々質問をさせていただいていますが、議事録を見ると、27年、28年、29年でもともと設計して内装、外装をやっていく。そして、まちづくりプランにも載っていますし、25年9月の企画課長の答弁では、もうこれは金額まで言われているんですよ、中期財政計画ですね。この中では、中学校の内外装が103,000千円、小学校の南校舎の内外装が52,000千円、そのうち、本町の持ち出しが中学校で71,000千円、小学校で35,000千円というふうにあるんですけど、その計画はあったんじゃないですか。

○教育課長（小野清人君）

原田議員から計画はあったんじゃないかということでございます。計画はございました。ですから、私が今まで答えてきた部分については、計画の中身があるか、ないかということでございますので、その実際どういったものを改修するか、そういった計画があるかどうかということで、今までお答えをしておりました。実際する計画というのは、以前からありました。

以上です。

○1番（原田 希君）

その実際する具体的などこをやるというのが壁なんじゃないですか。外装、外壁、内壁、サッシ。そこをやるというのは、結局、この中期財政計画というのは、いつからあったんですか、お願ひします。

○教育課長（小野清人君）

中期財政計画がいつから中学校、小学校部分はその計画に上がっているかというのは、ちょっと私、今、資料を持ち合わせておりませんので、後もって御回答したいと思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

そしたらちょっとこれは、いつからこれがあったかというのがわかりませんが、この小・中学校の中期財政計画で外の壁、内側の壁、これをやりかえるというのがいわゆる大規模改修ということだと、そうなると思うんですよ。だから、基本的には外の壁、中の壁をやる。サッシが傷んでいるので、それも加えてやっていこう。これまででいうと、27年にそういった設計をして、さらにここもという部分が出てくれば、それが追加で一緒にやるというふうな理解かと私は思うんですが、それはいかがでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

原田議員からの御質問でございます。

当初予定であれば27年の設計ということでございます。おっしゃるとおりに、内外壁改修いたします。それに加えて、現場からの要望、スロープが欲しい、手すりが欲しいという要望がございますので、そういうのを27年度の実施設計の折に組み込んでいくというふうな手段、手はずになっておったと思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

それがいわゆる大規模改修の計画ということですよ。だから、基本的にはこうですけど、細々した手すりとか、今言われましたけど、その部分は設計をしてみないとわからないということだと私は理解をしています。

ちょっとその財政計画がいつからかちょっとはっきりわからないんですけど、これはすぐわからないものですか、いつからこれがあるかというのは。

○議長（中山五雄君）

執行部にお尋ねします。10分か幾らかの休憩で、それはわかりますか。10分でいいですか。

お諮りいたします。執行部からのお願いで、10分間の休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。そしたら、10分間休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時9分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

先ほどの原田議員の質問に執行部の中期財政計画の資料がないということで、小野課長、答弁のほどよろしくお願いします。

○教育課長（小野清人君）

休憩をいただきましてありがとうございます。

現在問題になっております27年、28年、29年度というものは、平成22年度から中期財政計画に上がっております。

以上です。

○1番（原田 希君）

平成22年度から、この中期財政計画として、この壁の改修ということで上がっているということですが、それであれば、事前にそれに向かって調査ですね、本当に傷んでいるのかというところも、やっぱり見ていかないけないというふうに思うんですが、そこら辺の判断で

すね、この壁がもうやり直さんばいかんというふうな判断をいうのは、これは誰がやられるんでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

ただいま原田議員からの壁をやり直すという御質問でございますが、壁はやり直しません。壁は塗り直しでございますので、外壁についてはそのまま大丈夫ということでございます。以上です。

○1番（原田 希君）

そうすると、内壁はやり直されるわけなんでしょうか。それと、先ほどもともと22年度の中期財政計画まちづくりプランの実施計画とかでは、27年からスタートになっているんですけど、先ほど課長の答弁で30年設計、31年、32年という話が出て、きのう言われたというふうなことを言われたんですけど、私、ちょっとそこ恐らく聞き逃していると思いますので、この説明をお願いしたいのと、これは30年、31年、32年とずれる場合は、小学校の改修にも影響してくると思うんですが、そこら辺の答弁をお願いします。

○教育課長（小野清人君）

私が説明不足で申しわけございません。内壁につきましても、壁そのものはそのまま、その外側に張るものをやりかえるということでございます。

それと、平成27年、28年、29年が平成22年来からの計画でございましたが、先ほども申し上げましたが、小中一貫校の建設になるのか、もしくは併設、連携というふうな模索をしていくために、教育委員会では、平成30年設計、31年、32年施工ということで、3年ほど先延ばしにされたということになっております。

それにつきまして、それが中学校が先延ばしになった結果、小学校に影響があるのではないかとございまして、小学校の南校舎につきましては、平成33年、34年、35年、3カ年で施行する。これも中期財政計画では、この計画で33年、34年、35年というふうの中財のほうにも上がっております。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

この件については、これまでも幾度となく議会で一体どういう内容なのかというような話が出ていますし、今回の議会でも何人もこれは質問をされています。ということは、議員さん皆さんよく内容がわからなかったと、どういうことなのかということで聞かれているんですよ。結局、22年度からの計画が27年、28年、29年であったのを教育委員会で協議して、もうこれに変更しましたからと、きょう初めて聞いたんですけど、やっぱりこれだけ議員の皆さんは関心を持って、子供たちの安全・安心ということを言われている中で、こういう判断をされたということであれば、やっぱり同僚議員も言われていました。これ説明をきちっとするべきだと思うんですよ。もう教育委員会の中でどンドン決めて、こうなりましたって、

しかも、かなりの予算が伴う話じゃないですか。ここはやっぱりきちっと教育長としてやっていただきたいと思いますので、最後、答弁をよろしくお願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

原田議員のお尋ねにお答えいたします。

昨日から、こういう重要事案につきまして、教育委員会で話し合ったこと、これは、私も町に報告をしたりしながら進んできておりましたけれども、やはり、そういう重要な案件でございますので、今後、昨日も申しましたけれども、町長部局、それから議会の皆様方と十分に協議、連携をとりながら進ませてもらいたいということで確認をさせていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

原田議員の一般質問、質問事項が全部終了することができませんでしたが、持ち時間が終了いたしましたので、これで打ち切りたいと思います。

次に進みます。

○5番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。5番議員の松田俊和です。ひとつよろしく願いいたします。

私のほうから質問事項として3項目を予定させていただいております。

1項目めは、勘太郎川井樋上流東側ガードレールの早期の設置についてということで、設置計画の時期はいつごろなのかを伺いたいと思っております。

2番目、消防団第1部格納庫の移転について、進捗状況はどのようになっているかを教えていただきたいと思いますと思っております。

3番目、坊所駐在所の交番に格上げをお願いしたいと思っております、町長ともどもに返答のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

それでは大きな第1点目、勘太郎川井樋上流東側ガードレール早期設置について、設置計画はということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、松田議員さんの勘太郎川井樋上流東側ガードレール早期設置の計画につきまして答弁申し上げます。

ガードレール設置につきましては、松田議員さんより議会の中で一般質問、また下米多江迎地区からの要望書の提出がっております。本年度より計画的に危険箇所へのガードレール設置の予算をお願いしているところでございます。

平成25年度、今年度につきましては、まずもって先ほど述べられました勘太郎川の上流、西側について200メートルを施工いたしております。また、平成26年度計画につきましては、

要望が上がっております米多団地付近の水路の危険箇所への設置計画を予定しております。

このガードレール設置工事につきましては、これだけのガードレール工事としては補助事業の対象外となっております。よって、今後このガードレール設置工事につきましても、町の単独費の中からの事業でございます。予算の範囲の中で年次計画を立てながら施工していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○5番（松田俊和君）

今、課長から返答をいただきました西側部分の上流部、今現在200メートルに関しましては、ガードレールを前年の11月に設置していただきまして、私、毎日そこを通っていますが、非常に便利になりました。うれしく思っており、ありがたく思っております。

それで、今度は反対側、要するに東側は井樋の上流にまた橋がありますが、橋を挟んだ上下とあと西側の橋の上の部分、残りの200メートルがまだ不足しております。不足といいますか、まだ何もされていない状態で、それをお願いしているような現状でございます。

以前聞いたところによりますと、前年度に質問したときには、上峰の町の中でガードレールの設置が、5カ所要望が上がっていると伺っておりました。1カ所は西側の部分の上半分200メートルと、米多団地のところのガードレールの設置を言われました。あと2カ所は、ちょっとはっきりまだ確認はしておりませんが、この西側の部分200メートル、今現在しているよりも上流の部分の200メートルに関しましては、時期的にはいつごろになるかをちょっと伺いたいと思っております。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

松田議員さんの一般質問の中の5カ所ということの質問でありましたけれども、地区的には先ほど申しあげました米多団地の前のところです。それと、江迎地区の江迎堀の大坪鉄工所の反対側になります。それと5カ所と言いますと、あと1つ、箇所的には前牟田の学習等から東のほうにずっと行ったところに、今デリネーターの反射鏡をつけておりますけど、そこも一応含めたところでの5カ所ということで、お話をしていたかと思えます。

さて、先ほどの質問なんですけれども、今後の計画ということで、まず勘太郎川の上流につきまして、今年度200メートル設置をいたしました。その箇所の選定につきましては、基本的には前牟田集落に近い水路側という意味合いで勘太郎川の上流、西側を選定しております。そういう意味合いでいきますと、今うちが計画しているのは、先ほど議員からも言われました東側の話があったんですけれども、基本私たちとしては、集落に近いほうを先にやっていきたいと思っております。

よって、次の勘太郎川上流につきましては、先ほど200メートル施工しました西側の上流のほうを計画しております。ただいまの計画によりますと、先ほど申しあげましたとおり、

来年度につきましては、米多団地付近、それと予算的に少し余る予定ですので、それで江迎地区がもしできれば、27年度では先ほど申し上げました25年度に施工いたしました上流部分に、27年度は何メートルか施工ができるのではないかと考えているところでございます。

○5番（松田俊和君）

今課長から返答をいただきまして、集落箇所に近いほうからやるという返事をいただきました。

今現在、勘太郎川の上流、西側の集落側のほうに200メートルぐらいは、新規に前年の11月ごろに取りつけていただきました。私は毎日大体そこを通っていますが、非常に安心して脇目も振らずに通っているような現状でございます。ぜひ1回よければ通っていただければ、交通安全の面において非常に助かっているような現状でございます。ひとつぜひ、反対側の路線、ほかの箇所、あと4カ所ぐらい言われましたが、4カ所に関しましても極力予算的な面だけでも上げていただいて、早めに執行のほどよろしく願いして、前年取りつけていただきました西側の上流200メートルに関してはありがたきことだったことで御礼を申し上げて私のこの質問を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな2番に、消防団第1部格納庫の移転について、進捗状況はということで執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから御答弁申し上げます。

消防団第1部格納庫の移転関係につきましては、昨年の9月議会におきまして、松田議員より御質問をいただきまして、それまでの間の経過につきましては、そのときに申し上げておりますので省略させていただきます。昨年の9月議会以降の経過について御答弁申し上げたいと思います。

去る9月28日に消防団第1部の役員と、地元の区長様方との協議を行いまして、前回に選定いたしました3候補地の中から学習等供用施設南側のゲートボール場を移転先とすることで集約をいたしたところでございます。

しかし、その後協議に出席されていらっしゃいました区長様の中から、以前ゲートボール場をなくすことについては、地区住民の中から異論がありまして、ゲートボール場を残した経緯があると。それと、学習等供用施設東側のクリークののり面を埋め立てれば、ゲートボール場をつぶすことなく、安価で格納庫を建てられるんじゃないかと、そういう御意見がありましたので、本年の2月15日に再度協議する場を設けさせていただいたところでございます。

再協議を行う前に振興課にも協力してもらいまして、現場の状況を計測し、のり面を埋め立てた場合にどれぐらいの有効面積が生まれるか、またどれぐらいの盛り土高になるかなどを調査しましたが、格納庫を建てるまでの広さを確保することは難しいという結論に達しまして、再協議におきまして、そういった測定結果等を説明いたしまして、ちょうどその2月15日が学習等供用施設で会合を持ったものですから、すぐ現場に近いもので、その現場のほうに状況を皆さんともども見聞いたして、学習等供用施設の東側の、そののり面の部分では困難ということの御理解をいただいたところでございます。

よって、各地区で3月には総会が各集落で行われますけれども、その際に大字前牟田の各長様方で各地区の住民の方々に現ゲートボール場を消防格納庫に転用する件について協議してもらいまして、そして4月の区長会までに総務課のほうにその結果について御報告いただくと。そういったところで取りまとめているところでございます。

大字前牟田の各地区におきまして、ゲートボール場は現在も使っていないから、それは第1部格納庫ということで使用してもいいよと、そういうことになってきますと、26年度に設計費の予算をつけさせていただいておりますが、その設計費用で設計をいたしまして、そして建物を今後建てていくと、移転していくと、そういう手はずでまいりたいと思っております。

なお、もしも異論が出た場合には、学習等の敷地内のところでもう1カ所検討しているところがございますので、それを第1部の団員さん、それに区長様方にもごらんいただいた場所でございますけれども、2月15日の日に見ていただいた場所でございますが、そういった場所を2段構えで検討をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（松田俊和君）

いろいろと検討されているのは、十分わかっております。その中で、今回の予算委員会の中で、この設計委託料として1,706千円がついたような状態で承認を得ております。

この1,700千円の内訳は総務課の課長さんとしてはわかると思いますが、この申請を私が上げたんですけれども、この上げた内容は、移転じゃなくてあそこの消防格納庫の前の道路の面のかさ上げという名称でもって申請書を22年の5月、約4年前に上げさせていただいて、今回やっと設計の委託の費用の予算をつけていただいたような現状で、内容はその移転する箇所、消防格納庫という緊急を要する消防署に関しての格納庫の移転に関しても4年かかるわけですよ。今度は委託料のその1,700千円という金が3月に決着をつけて今からいろいろと設計とかなんとかでまた時間がかかって、また四、五年ぐらいかかるとですよ。四、五年と言ったら失礼ですけども、もう10年ぐらいかかるわけですよ。消防車の格納庫の移動までには。

やっぱりこの格納庫というのは、緊急を要する場所やけんが、町としてはやっぱり第1番

目に考えていただいて、せめて一、二年ぐらいでやっていただきたいと思うんですけども、今回は1,700千円という数字が出ましたもんやけんが、あとは1,700千円をいかに利用していただいて、設計の段階までに今度は運んでいただけるかを期待して、まして今答弁していただいた池田課長は、こういうこと言っては失礼ですけども、あと何カ月、何日ぐらいしか上峰におられんで、1カ月もおられないような現状での話だけん、失礼な話で申しわけありませんが、せめて格納庫の移転の設計の場面まで見させていただいた状態で、上峰を退職していただけたらと要望して、ちょっとばっかしもう1回答弁をお願いいたします。

以上です。

○総務課長（池田豪文君）

私は退職後も上峰におりますので、それは御安心いただきたいと思います。

それで、私は今総務課長という職を拝命しておりますので、今答弁をさせていただいているところですけど、次に人事異動もありまして、次に総務課長さんもどなたかがなられると思います。当然引き継ぎも行っていきますので、それは心配御無用かと思ひます。

ただ、いつごろといいますのは、設計費、設計を組んだところでどれぐらいその工事費がかかるかということにもなりますし、いろいろ課題は、今まで御議論皆さん方していただいた中で、歳出面でありますので、私が来年度で例えば予算を組みますよ、26年度でやれますよというのは、今の現段階ではまだ金額等も出ていない段階では言うことはできないかと思ひます。ただ、かさ上げにつきましては、地区のほうから確かに学習等供用施設の北側の道路のかさ上げといいますのは、請願関係が上がってきていたと思ひます、過去に要望書が。それで、現地のほうでもそのかさ上げした場合の問題点等につきましては、道路の主管課でありますのは、その当時は建設課だったと思ひますけど、現場のほうに出たりして、かさ上げは難しいという結論に達してきた経緯がございます。やっぱりすぐにできる部分と検討を加えていかなきゃいけない部分とありますので、町が独断専行やれるかということ、やっぱり民意を反映させなきゃいけない点多々ありますので、その部分というのはお金の面と合わせたところで御理解賜りたいということで思ひます。

引き継ぎはちゃんと行ってまいりますので、その心配は御無用でございます。

以上です。

○5番（松田俊和君）

期待される答弁をいただきまして、ありがとうございます。総務課の課長様には格納庫に関しましてはいろいろと面倒かけたことを心から御礼申し上げます。

あとは問題は、今度はいかに設計の委託の金が決着しましたもんやけんが、設計の図面の設計の料金を早く提出していただいて、また梅雨が来るわけですよ。大体あそこが、水が浸水するのは、梅雨の6月、7月ごろが年に2回ぐらいは、確かあるはずですよ。ということは、またその間は、その消防自動車は隣の学習施設の要するに駐車場といいますか、広場の青空

天井のところに置かんといかんわけですよ。ということは、機械が乗っている自動車をそういう青空天井のところに置くということは、まずみっともなく、なんていうことかとなるような現状やっけんが、やっぱり1,700千円をいかに早く使っていただいて、設計の予算を立てていただくかを期待して、総務課の池田課長という名前まで言いまして申しわけありませんでしたけれども、総務課の方の引き続きになるかと思いますが、引き継ぎのほどよろしくお願いしてこの項の質問を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな3点目。坊所駐在所の交番格上げについてということで、安全な町づくり推進のため、要望できないかということでございます。執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、坊所駐在所の交番格上げにつきまして、御答弁申し上げます。

この件につきましては、青少年健全育成協議会の馬原会長様も申されておりましたけれども、現在の駐在所を交番に格上げすることにつきましては、議員も御指摘のとおり要望していけなしゃいけないものという認識をしております。

平成26年度に開催いたします安全な町づくり推進協議会におきましてお諮りしまして、鳥栖警察署のほうにこの交番格上げに関する要望をしてきたいと、そのように思っておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○5番（松田俊和君）

安全な町づくりということの、馬原さんの名前まで出ましたけれども、あそこの今の駐在所があるのは、私が知っている範囲では大分もう前ですけども、あそこは移転した場所で、その前は今の現在の下津毛の辺にあったと思ひます。それが、今現在の場所に移ったのはいつごろだったのか、わかれば教えてください。

○総務課長（池田豪文君）

いつごろかというのは、ちょっと定かにわかりかねますけれども、あそこが昭和五十七、八年ぐらいから県の住宅供給公社で整備化されていったと思ひますので、平成の1桁台のときに移ったのではなからうかなと思ひます。

それは、土地台帳等で見ればわかると思ひますので、県の所有物になっているかと思ひますので、後でだったら御報告できるものと思ひます。

以上です。

○5番（松田俊和君）

そしたらば30年はたつというわけですね。

そういうことでの話で、ちょっとばっかし名称を挙げて申しわけありませんが、そこには今現在トライアルという24時間営業の箇所が営業をされています。それと、あとコンビニエンス、上峰には3軒あります。あとパチンコ屋も今度1軒ふえまして3軒になりました。あとイオンも結構大きな百貨店で大分人間が多数来られる場所になりました。

要するに30年前というのは、駐在所のまんまで、また今現在の場所にあります。その建った時期にはこういう今言った7つの店舗はなかったはずですよ。

今現在、交番というのは、ここから一番近いのは目達原の交番、自衛隊の西側にありますが、あそこにはありますが、あそこは管轄が神埼の警察署でもって、上峰の駐在所は鳥栖警察署の管轄になるということでの話で、管轄が別になっているわけですよ。それで、やっぱり上峰はさっき言った7つの店舗、店舗と申しますか、8軒の要するに大多数のお客さんが来る箇所があるにもかかわらず、今の現在の駐在所は、18時以降はあそこ大体2人でもって駐在員の方はおられますが、泊まり込みだけをされておって、在宅と申しますか、おまわりさんの仕事は、6時以降はされていないような、カーテンが閉まっているもので、あんまり営業と言ったら失礼ですけども、駐在的な面はされていないんじゃないかならうかと。

やっぱり今現在は、昔の30年前の駐在所のあり方と今現在のあり方とは、やっぱり町の構成員の数も違うし、人口の流れも違いますもんやけん、パチンコ屋も3軒、コンビニも3軒、24時間営業のトライアルという大きなスーパーもできましたし、イオンというまた大きな店、百貨店もありますし、やっぱり30年前に行かれたときの状態とは全然違うと思うんですよ。

その辺でもって、こういう情勢が違うということをもって、課長さんだけじゃなしに町長さんとしても、その辺の駐在所から交番、やっぱり6時以降は何もカーテンが閉まっているようじゃですね。目達原のところにあるからいいだろうということでも話が通じるわけじゃないと思うんですよ。やっぱり上峰町として、鳥栖警察署から考えれば、東部のほうで人口的な流れが一番激しいのは、先ほどの8個の軒数を言いましたけれども、上峰が一番流れが激しいんじゃないかならうかと私は思うんですよ。

やっぱりその辺での話を、町長の考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（中山五雄君）

一般質問の途中ですが、本日3月11日で東日本大震災の発生から3年が経過いたしました。犠牲になられた方々に黙禱をささげたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。それでは地震発生時刻であります午後2時46分に震災により犠牲となられました方々に対し、哀悼の意を表すべく黙禱をささげたいと思います。あと1分して全員起立をお願いします。1分間休憩してください。

午後2時45分 休憩

午後 2 時 46 分 再開

○議長（中山五雄君）

全員起立をお願いします。黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（中山五雄君）

ありがとうございました。

それでは会議を続けます。執行部の答弁からお願いします。

○町長（武廣勇平君）

松田議員のお尋ねでございます。

課長申しましたように、推進協議会に諮って至急御理解いただければ、要望してまいりたいと思います。

以上です。

○5 番（松田俊和君）

町長の答弁はちょっと提案の中には出していませんでしたので申しわけありませんが、きょうの新聞だったと思いますが、警察署の署員の方の異動が載っています。佐賀県いっぱいの異動が載っています。ということは、鳥栖の警察署の署長さんも、確か、確実ではありませんがかわられると思います。そうすると、やっぱり町長に挨拶に来られると思うんです。ということは、今度は一議員からこういう話があったという、その一言でも結構やっけんが、やっぱり声をかけていただけるような状態を保ってもらえんかなと思つての話をちょっとさせていただきたいと思いますもので、もう 1 回返答をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

きょう警察OBの方とお話しして、鳥栖署の署長さんが議会終了後、御挨拶に来ていただけるということでございますので、そうした御意見があることをお伝え申し上げます。

○5 番（松田俊和君）

早速きょうやってもらえるということで、うれしく思っております。

そういうことでの話で、駐在所があるというのは、2 名体制でおられると思いますが、やっぱり 1 名ぐらいはずっと在宅の状態勤務をしていただけるような交番にあってもらいたいと思いますもので、そういうことでの話をお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

5 番松田議員の質問が全部終了いたしました。

続きまして、6 番岡光廣君をお願いします。

○6 番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。それでは、6番岡光廣、ただいまより一般質問をいたします。

今回の質問といたしまして2項目出しております。質問の趣旨といたしましては、平成26年度第1回定例会ということでありまして、町長の基本方針、つまり施政方針に基づき、また、上峰町のまちづくりプラン、第4次総合計画の推進を図っていくべく、これからの課題と私なりに思い、今回質問といたします。それと、これに関連して、同時関連事項も行っていきたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問事項といたしまして、第1点、町発展への基盤整備計画、その中で、1つ、これからの道路整備（県・国道）の促進はどのように進められるかということです。

2番目に、公道（農道の整備）促進について。

前回お願いしておりましたけれども、国、県の補助事業等がないかどうかということをお願いしておりましたので、まず、その結果から報告をお願い申し上げたいと思います。

3番に、西峰地区のまちづくりプラン、この件につきまして、計画、検討はどのようにされていくかということをお尋ねしてまいりたいと思います。

次に、2番目に、誰もが元気になる福祉事業についてということで、特に今回は福祉協議会について重点的に進めてまいりたいと思います。

そういうことで、福祉協議会については2項目を一応上げております。その1つが就労関係ですね、就労の充実についてということでお尋ねしてまいりたいというふうに思っております。

2番目に、地域福祉を支える担い手の育成ということを中心に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、明快な回答をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

それでは、大きな1点目、町発展の基盤整備計画。これからの道路整備促進はということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、岡議員の町発展への基盤整備計画の中のこれからの国県道の道路整備促進につきまして、答弁申し上げます。

まず、34号線でございます。この国道34号線につきましては、鳥栖市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神埼市の2市3町によります国道34号線鳥栖―神埼間整備促進期成会を立ち上げていただいております。関係当局に対しまして陳情、要望活動等を展開しております。

本町におきます要望箇所につきましては、切通交差点及び歩道整備ということで行っているところでございます。この切通交差点につきましては、町といたしまして地区説明会、佐賀国道事務所と地区との意見交換会等を開催し、地権者の方々の事業への理解を求めているところでございます。

今後は、佐賀国道事務所と町との協議の中で作成してもらいました改良案について、地権者さんの意見を聞きながら事業同意をしてもらうよう進めていきたいと思っております。

また、この期成会では、平成18年から19年に佐賀国道事務所及び佐賀県を招きまして意見交換会をしております。この内容につきましては、バイパス案等を含めたところでの検討事項ということで行ってきております。この34号線鳥栖―神埼間の将来整備の方向性を検討するため、引き続きその勉強会を今年度より行っているところでございます。

次に、県道関係の整備促進でございます。

県道中原三瀬線につきましては、のり面及び路面の改修を鳥越地区より随時行ってもらっております。今年度につきましては、工場団地付近の舗装改修を行ってもらい、平成26年度は切通交差点北側の排水不良の要望が上がっておりますので、その調査及び改修をお願いしているところでございます。

続きまして、県道神埼北茂安線でございます。

中村地区の用地買収も完了し、現在では、調査費の予算にて構造物の設計を行ってもらっております。平成26年度には事業認可になる運びと思われまますので、予算がつかましたら、九丁分地区より構造物の工事にかかり、随時事業展開になってくると思われます。

また、加茂の交差点より前牟田地区につきましては、先ほど九丁分地区より加茂の交差点への工事展開を見ながら、この事業が前牟田地区までスムーズに展開できますよう未買収区域の地権者の方々への事業同意に動いていきたいと思っております。

また、県道坊所城島線の歩道設置の件につきましては、鳥栖土木事務所より平成26年度に調査費の予算要求を本課に行っていくという回答をもらっているところでございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

まず第1点に、国道関係について御回答いただきました。この中で同僚議員も質問されておりましたので、それ以外のところをちょっとお聞きしていきたいと思えます。

この34号線の切通交差点について、改良関係ということで、陳情等も行って、最終的には地元の同意が一番大事ということで、今現在、振興課のほうで御苦勞をいただいているわけですけれども、地区との協議会の中でどのような方が出席されているかどうか、上峰町の行政側は誰かと、その辺をちょっとまずお願いしたいと思えます。

それから、バイパス案の方向性を今後検討していくということでもありますけれども、今現在のところ、要するにバイパス案がどのようなになっているかと、回答できるかどうかということをお尋ねしてまいりたいと思えます。

それから、神埼北茂安線につきましては、具体的に九丁分から構造物ということで事前に聞いておりますので、この分は結構です。

それと、坊所城島線、この分の歩道の件については、一応調査費を今後計上していくとい

うことでありますけれども、これに付随して、現在庁舎から特に中央公園まで両サイド歩道ということで以前からも要望しておりますので、今後、県道に付随した横の開発関係が行われた場合、歩道の敷地の確保をどうしてもしなければいけないわけですよ。それで、加茂交差点を改修するときは歩道をつくるということで私たちも組織を通じて要請をして、その分を確保していただいておりますけれども、現在、宅地開発をされているところ、その分について行政側としては何らかの対応をとられたかどうかということをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○振興課長（江崎文男君）

国道34号線の1点目の質問でございます。

今現在、協議会のメンバー等の質問ですけれども、協議会が地区のほうで設立されまして、協議会そのものとの意見交換会はまだしておりません。今後、今後といいますか、先ほど申し上げましたように、たたき案の図面ができておりますので、今後はその協議会との協議を先に行って、地権者への説明という流れになっていくかと思っております。ただ、その協議会につきましては、区長さんを初め、多分役員会のメンバーになられると思っておりますので、4月以降について、またそのような役員さんがかわられるおそれもありますので、4月以降をめぐり、先ほど言いましたとおり、まず協議会へお示しし、それから地区に入っていくような段取りになるかと思っております。

続きまして、34号線のバイパス案でございますけれども、先ほど質問の中で回答いたしました、平成18年から19年の佐賀国道事務所と佐賀県との意見交換会の中で、5回ほど意見交換会をしております。そういう中で、バイパス案と、あと1つ、現道拡幅とバイパス案、その2つですね、平成18年、19年の意見交換会の中で案が出ております。そうしながらも、それからのいろいろな調整をする中で、基本的にはバイパス案の1案と、あと1つがバイパスと部分的な改良案がありましたけれども、基本的にはバイパス案の方向でいくのではないかなと思っております。

ただ、それからもう五、六年たっておりますので、その地区あたりの状況も変わっております。そういうことで今回、今年度から再度それをもとにして勉強会ということを立ち上げたわけでございます。

続きまして、坊所城島線の関係なんですけれども、先ほど議員おっしゃられましたとおり、実際、坊所城島線の庁舎から中央公園までに至るところに開発が1カ所あります。その開発のときに、その開発の以前に避難道路、2号線のことなんですけれども、避難道路の取り付けをするときの県との協議の中で、一応要望としては、その歩道計画の要望をしている中で、ただ、県としてはその要望が来たときの計画図面がまだできておりません。その計画図面がないことで、そういうふうな開発がしたときに何メートル下がってくださいというような指導がまだ県のほうではできないということでございます。

先ほど言いましたとおり、東西2号線の取りつけの協議のときもまだ歩道計画の図面ができていないということで、今のところ暫定的な取りつけをしているのが現状でございます。そういうこともありまして、今回県のほうに調査費をお願いして、早く図面をつくってもらうことによって、そのような開発があったときに的確な県のほうも指導ができるのではないかなというようなことで、今回、町としても県のほうにその調査費をお願いしているところでございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

それでは、34号線につきましては、課長のほうから答弁いただきましたけれども、今後、意見交換をして前向きに進むということでありますので、極力スムーズに行くことを期待しておきます。よろしく願いしておきます。

それから、バイパス案、これにつきましては、一応私も会合に1回出席した中において、まだ今現在のところ、具体的に計画がきちっと立っていないので言われたいということで、内々的なことは言われておりました。恐らく今の現在の国道そのもの、それを拡幅するということは非常に難しい点があるというようなこともわかっておられるようでありますので、できれば、バイパス案が今後できてくるというふうに思いますから、まず上峰町としては神埼北茂安線、この分の日も早い着工をして完成する方向で御努力を切にお願いしておきたいというふうに思っております。

それから、坊所城島線につきましては、この分については、具体的に計画書がないので、非常に県としても対応がちょっとなかなかできないということで今御答弁があったようですが、現在、下津毛の交差点から役場のほうでずっと道路をしてきておりますので、要望次第では道路がどのような事情になっているかということは十分県としても把握されているというふうに思いますから、できるだけ計画書をつくっていただいて、例えば開発とか出た場合は、歩道の分でも確保できるような形を行政側としても取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、この項を終わります。よろしく願いしておきます。

○議長（中山五雄君）

そしたら2番目、公道促進についてということで、執行部の答弁を求めます。

○副町長（八谷伸治君）

岡議員の御質問にお答えいたします。

昨年の12月議会で岡議員のほうから御質問いただいておりました。（仮称）西峰東西3号線の公道整備における補助事業等の調査結果はということだと思っております。その点につきまして、お答え申し上げます。

まず初めに、この道路を農道整備事業という観点から見ると、農道整備事業はいわゆる農業農村整備事業に包含されると思っております。県への聞き取りや、県において作成された平成25

年度版の佐賀県農業農村事業ガイドブックによりますと、国や県の補助事業において、農業農村整備事業を大別すると、農業基盤整備、維持管理更新、農地等保全管理、農村環境整備に分類されております。この中で、農道の整備が補助対象となり、なおかつ、採択要件として受益面積や事業費などが合致するであろう補助事業といたしましては、農林水産省所管の次の国庫補助事業、2事業が該当すると思われます。

1つ目は、基盤整備促進事業、これにつきましては、農山漁村活性化プロジェクト交付金という事業が考えられます。主な採択要件といたしましては、受益面積5ヘクタール以上であり、かつ担い手への農地の利用集積が見込まれることとなっております。事業主体は市町等のいずれかとなっております、補助率は国庫50%、県10%、あわせて60%の補助率となっております。

2つ目は、農業基盤整備促進事業という事業も考えられます。主な採択要件といたしましては、農業基盤整備促進計画を地区ごとに作成することとし、整備促進計画には農業競争力強化に向けた取り組み方針、事業の実施期間、基盤整備の概要計画、費用負担の方法、施設管理予定者及び予定管理方法などを定めることとなっております。

このほか、1地区当たりの事業費が合計で2,000千円以上、1地区当たりの受益者が農業者2者以上となっており、さらに農道整備につきましては、農作業道の改良に限るとなっております。新設は不可となっております。事業主体は市町、または土地改良区、補助率は50%となっております。また、国庫補助事業の対象とならない事業を対象として、県単独の補助事業で、県単佐賀農業農村振興整備事業という事業があります。主な採択要件といたしましては、国庫補助事業の対象とならないもの、地元調整等が既に完了していること、受益者全員の同意を得ていること、受益面積が1ヘクタール以上、受益戸数が2戸以上、1地区当たりの事業費がおおむね3,000千円以上、事業費の100分の25以上を市町において負担することとなっており、事業主体は市町、農業者のいずれかであり、補助率は県費40%でございます。

なお、今まで申し上げました農業農村整備事業につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の農用地区域内の農地が対象となっております。

次に、いわゆる一般の道路の整備という観点から見た補助事業の状況についてお答えいたします。

当該道路は、起点、終点が既存の町道と接続していることから、地域の発展のために必要な道路という位置づけで、町道認定された後、町道整備という形で整備していく場合、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の活用が考えられます。この事業は、地方公共団体等が行う社会資本の整備、その他の取り組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全、開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的といたしております。

事業のメニューといたしましては、道路事業や河川事業等があり、この中の道路事業におきましては、市町村道の新設、改築、修繕等が実施できる事業メニューとなっており、補助率は国庫55%となっております。

現在、大字堤地区で実施しております町道堤1・2号線の舗装工事もこの社会資本整備総合交付金を活用して事業を実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、実際に事業に取り組む場合には、町の財政状況、当該地域のまちづくりの方向性、また、先ほどから申し上げました採択要件に合致するかどうかなど、より詳細な検討が必要になってくると思います。

私からは以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

御答弁ありがとうございました。ちょっと全部理解することはできませんでしたが、聞いた中において、要するにこの地区について基盤整備を進める中において一番近いのがどうかというふうにならぬに実は考えたわけですが、特にこの地区の場合は宅地化も進んできているという観点もあります。全体的に総面積は、私は上下確認したことはありませんけれども、ちょっと5ヘクタール以上ということになれば、この面積についても外れるんじゃないかなという感じがしているわけですが、補助事業があるということは確認できましたので、ありがとうございます。

それで、今後この現在、（仮称）東西3号線についてはいろいろと地区のほうでも要望等を実は町のほうにもお願いしているわけですが、総合的なまちづくりの中で検討していくべきではなからうかというふうに判断しております。

それで、これが一応計画に乗るためには、やはり公道の補修とか、排水もありませんので、それなりの、ここ以外でこういうふうな2メートル道路、その補助について、前は補助がないということでできないというふうに言われておりましたけれども、それ以後、ほかに補助した例がないかどうかということを確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど副町長のほうからの答弁なんですけれども、結果的には、農業農村整備事業という説明がありましたけれども、基本的に、こちらでいうと青地、白地ということで、青地の地区しかこれは該当いたしません。よって、西峰地区につきましては、御存じのように、白地ですので、この農業農村関係の事業については該当ができないと思われまふ。よって、今回この3号線につきまして、もし町道ということで認定ができれば、先ほども副町長よりお話がありました社会資本関係、国土交通省の事業が対象になってくるのではないかなと思っております。

国土交通省の対象事業につきましては、拡幅工事等の今までの事例は本町においてはございません。ほとんど坊所地区については防衛省のほうでの補助事業で今していますので、国

土交通省の補助事業につきましての道路は、先ほど御説明がありました堤地区の1号線、2号線の舗装工事でございます。ただし、先ほど申し上げましたとおり、この3号線につきましても町道認定ができればそちらの社会資本の交付金を活用した方向でいくような形になるかと思えます。ただ、副町長が申し上げましたとおり、そこにはもちろん事業に対する皆様の同意等の諸条件はクリアしなければならないかと思えますけれども。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。この件につきましては、実は3番目の項と関連しております。それで、現在、公道、農業を営むために、畑地を維持していくために公役の形で長年整備をしてきているわけでございます。そういうことで、いろんな区からの要望等もありまして、区のほうで皆さん方が要望という形で請願等も実施されておりますので、2番の項はこの程度におさめて、3番の項で具体的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中山五雄君）

それでは、3番目に西峰地区まちづくりプラン、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

岡議員の3番目の西峰地区のまちづくりのプランということの中に、西峰東西線の道路改良工事後の税収の推移ということで5年間分ありますので、その分につきまして私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

この案件につきましては、2年前の平成24年の9月議会で議員のほうからの御質問がございまして、実はこの件は、振興課に問い合わせたところ、平成16年9月に完了ということで、お手元の資料で17、18、19からずっと、ことし、来年ということで資料を差し上げておりますが、平成24年までの件につきましては、前回の資料報告の中でこの金額、平成24年までの金額6,428,200円ということでございました。その後、平成25年と26年の見込みということで提出しておりますが、平成24年から25年までにつきましては、宅地で約8件の増、27件、それから住宅につきましては、平成24年からは8件の増で18件、平成26年につきましては22件の見込み、事務所等につきましては2件ということで変わっておりません。平成25年度は2,040,700円ということで、前年度から491,700円の増、平成26年の見込みにつきましては、前年から2,598千円ということで557,300円の増ということで、今後につきましても、増加を期待されるということで、あわせての効果といたしましては11,000千円強ということでの資料でございます。

以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

税収面についての説明、ありがとうございます。

この分は宅地と住宅というだけでこれだけの数字が上がっておりますけれども、実質的に、

町そのものに納めておられるいろんな税金関係から見ますと、相当の額に実際なってきたるんじゃないかというふうに思っております。

これはあくまで、今現在質問をしておりますので、参考資料ということで執行部のほう、御参照をまずしていただきたいと思えます。

3番の項目の質問に対して、町長及び副町長でも結構ですけれども、回答をまずお願いします。

○町長（武廣勇平君）

6番岡光廣議員の西峰地区のまちづくりプランということで、これは先ほど議員も申されましたように、総合的な計画づくり、兼ねてから議会からも御指導いただいておりますように、それが必要だというふうに思っております。基本的には、補助率の高いものを重要視というところがございますが、ここで資料要求されております2号線沿線のこの税収の状況を見ますと、宅地化をするということとセットで民間誘導を行っていく、そういう業者さんがいらっしゃったら、セットになってこの2号線周辺の地域については考えるのが、税金の使い方としても町民の皆さんに一番誠意ある対応だというふうに考える上で、この地は、南側の地についてはそういう業者さんが3月にもいらっしゃいました。2月にもいらっしゃいました。違う業者で、これは3月は振興課のほうから聞いたところがございますけれども、そうした御意見を聞きながら総合的な計画をこの南側については民間誘導を適正に行いながら行っていくというのが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

また、ほかの三上地区全体の道路については、先ほど補助率の高いものから考えていくべきでございますが、今現在、一番頭に想起するのは防衛関係の補助金でございますので、その他可能かどうか協議を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

それでは、町長としては、西峰地区のプランについてということで、同僚議員の中の回答の中でも出ておりますけれども、基本的には、以前、上峰町の住宅マスタープランが実はできています。その計画の中において、その計画書そのものも位置づけとしては、基本的には優先的な計画で進むということでプランの中にもうたわれているわけです。それで、将来的に計画を進めていって、この路線だけが今現在計画から外れているわけですね。ということで、将来的な上峰町のまちづくりを全体的に考える上において、そのような計画が立っているわけですが、新しく武廣町政になって、三上地区、西峰地区を全体的なことで再検討するということをおっしゃっておりますので、どういうふうな策定にいかれるかどうかということをおまづ前回の、前上峰町の住宅プランを参考にしていられるものか、新たに現在の武廣町長のお考えでどのような方向に進まれるか、その辺のまず確認をしておきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

ただいま議員からお話がありました住宅マスタープラン、行政主導の計画から西峰地区が外れているということで、まさにここは民間の適正な誘導を図りながら南側については対応、今要望をしたり、提案をされてこられている事業者さんで行って行くという視点で考えていくべきだと思っております。

また、ほかの三上地区の道路につきましては、補助率の高い事業というものをいろんな面から勘案しながら考えていくべきだというふうに考えます。

○6番（岡 光廣君）

はっきりと今私のほうからも前回の住宅マスタープランというようなことも一つも出てきませんでしたがけれども、この地につきましては、前はそれなりの答弁をしていただきましたけれども、地元の方についても今回まだ正式には出てきておりませんが、いい形の方向で行政のほうにも来ているというふうに思います。

そういうことで、今までの計画を参考にして進められるものか、新たに何かを考えられるか、今現在のそれに従って再検討をしていくかどうかというのを、お考えを今聞いているわけですが、新たに今の計画は全然白紙の状態で行って行くものか、その辺をお願いします。住宅マスタープランを参考にした形で進むかどうかですね。

○町長（武廣勇平君）

御質疑の趣旨を私が捉えかねているのかもしれませんが、今申し上げましたのは、住宅マスタープランでは西峰地区が対象外になっているということでありますので、そこと民間の適正な誘導を行って行くということは別に整合しないわけではないと思っておりますし、また、平成24年から執行の総合計画上におきましても、民間の適正な誘導と町道の設置を行って行くということ、両方併記しておりますので、それも総合計画にも反するものではないというふうに思っております。よって、住宅マスタープランを逆行するような行為をしていくつもりはございません。

○6番（岡 光廣君）

それでは、この西峰地区のまちづくりプランで、以前から（仮称）東西3号線ということで質問してきておりましたけれども、よく回答の中で財政状況のことを言われるのは当然なことであるというふうに思います。

それで、この路線について将来的に整備をした場合は、特に費用対効果を言われるわけですが、この状態を整備することによってどのように、プラスになるかどうか、私は町全体の計画の中においてはプラスのほうに向いていくんじゃないかというふうに思われます。というのは、先ほど一番最初、東西2号線ができたことによって、即は出てまいりませんが、徐々にそれなりの効果というものは十分出てきているんじゃないかというふうに見られるわけです。この路線が今後町道認定にさせていただくとするならば、次のステップに入

っていく方向になっていくんじゃないかと思いますが、この路線の効果というものはどのように捉えておられるでしょうか、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

もちろん、この西峰地区のおっしゃられる周辺地について費用対効果が高いとは思いますが、最も費用対効果が高いのは民間開発により、民間で町道といいますか、まず道路を引いたりする事例もあると聞き及びますので、その点を協議して適正な誘導を図る中で町費をできるだけ抑えていくという形で進めるのがまず一番効果が高いと思いますので、その方向で考えて、今は事業者さんと協議等をしていくことが重要かと思っております。

○6番（岡 光廣君）

それでは、この町道認定に値するかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

町道認定を先に行い、町で事業実施を行って町道整備し、民間を誘導するということよりも、むしろ事業者さんと協議をしていくことがまず一番事業効果として高いんじゃないかと、町費を抑える意味で、今の財政にマッチしているんじゃないかということをおし上げております。

町道を認可いただくのは、議会の皆様でございますので、その判断は私どもが提案したときに申し上げさせていただきたいと思いますが、今私が申し上げているのは、西峰地区については民間の誘導を行える余地があり、実際3月も2月も事業者さんが来られているという現状でありますので、その方向で協議を繰り返していきたいというふうに考えているところです。

○6番（岡 光廣君）

今答弁していただきましたけれども、以前、ここだけじゃなくて、現在、町道認定をして、現在整備していないところはやっぱり将来的にこの路線については町としては町道として認定していかなければいけないという判断のもとにおいて、そういう箇所については今までずっとやってきているわけですよ。そいけん、私は思うんですけれども、民間と一緒に開発して財政をできるだけ少なく出していくという事は理解できますけれども、何で町道認定ができないものか、これをする事によって民間会社、企業が進出してきた場合は一緒になっていけばいいんですから、町道認定をして、例えばこの道路については認定することによって5メートル道路、6メートル道路というようなことで明示していただければ、それに応じて並行して民間活力を利用してやっていけばいいんじゃないかというふうに思いますけど、町道認定について何でできないかどうかということをおし上げて確認したいと思います。

○町長（武廣勇平君）

町道認定をしないということをおし上げておられるわけではなく、まず町道認定をすることから、民間と協議を始めることよりも、むしろその道路の整備のあり方も含めて協議対象にし

ていくことが町費を考える上でも一番誠意があるんじゃないかなろうかと、町民の皆様に対してですね、ということをお願いしたところでございます。

また、認定をお願いする際には、その費用対効果のぐあいを見ながら、皆様議会の御同意が必要でございますので、その際に申し上げさせていただくことになると思います。

○6番（岡 光廣君）

とにかく町道認定、道路を整備していくためには相当の資本が要るわけですが、現在、今までの事業等を計画した中において、路線の選定云々についても全ての路線を調査費をつけて調査していただいております。そういうことで、今後行く行く短期的な計画の中に組み入れていただくような方向で要望はしていきますけれども、とりあえず今の計画の中において計画を組めるような準備、調査をしてほしいということでもあります。そういうことで、特に今回、要望することはこの路線の調査費の計上をぜひともお願いして、要するに今後の上峰町の道路整備の計画の中に組み込んでいくような体制をとっていただきたいということですので、この調査費計上についてどのようにお考えか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

西峰地区のみならず、請願状況を見比べると、三上地区全体の道路につきましては、請願で補助率の高いもの、用地買収を伴うもの等がございます、その順番で行ってきたわけでございますが、この地については、費用対効果が高いと思わしきエリアでございます。実際事業者さんが来られている現状を踏まえ、一番住宅を併設する、住宅とセットで持ってきてくださる業者さんがいらっしゃるわけですから、それが一番事業的にも町費をかけずに済みますし、まして、人口をふやすことにもつながるということでございますので、その点を御了解いただき、我々は業者との協議を進めていくことからまず始めさせていただきたいと思っております。

○6番（岡 光廣君）

今私がお願いしているのは、やはり計画を立てる中においては、調査をきちんとしていて、どの程度ぐらいかかるというようなことで入っていただくべき問題じゃないかなろうかというふうに思うわけですが、ほかの地区については今までずっと調査費を計上して、予算の都合で実施計画の中に組み入れられていないだけであって、やはりこの路線についても調査研究をしていただく必要があるという観点から申し上げておるわけですので、その調査費についてできるものかできないものかということを確認に、簡単でも結構でございますので、よろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

必要な道路は、請願状況に沿って予算をつけていくという方針を立てております。その順序をしっかり守ることは議会の皆様方の御負託に応えることだというふうに思っております。

ので、その順序だけは違えることはできないわけですが、費用対効果が高いこの地で民間の事業者の提案がある以上、それは町としても効果の高いことであるというふうに思いますので、そういう事業者との協議は行っていききたいと思っております。

○6番（岡 光廣君）

町長の御答弁については大体わかったわけですが、費用対効果の高い道路というふうなことを考えて前に進むというふうに私なりに理解しましたので、今後ともそういうような方向で、全体的、ここに限らず、三上全体、上峰町全体として考えていただいて、費用対効果の高いところを優先的に今後取り組んでいただくことを期待いたしまして、この線も大いに期待しておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

この項は、これで終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、3時55分まで休憩いたします。休憩。

午後3時39分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

岡議員の質問の中で、大きな2番目、健康福祉課のまちづくりということで、障害者支援、就労の充実についてということで、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

岡議員の第2項目め、健康福祉のまちづくり、その1番目の障害者支援、就労の充実についてという質問に答弁をいたします。

現在、町内には社会福祉協議会が運営しております就労継続支援B型事業所、ふれあい館があります。このふれあい館が現在、今後の方向性をどうするかというのを検討されております。現在、国では障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労支援等が供給する物品等に対する需要の増進などを図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する目的の障害者優先調達推進法が施行され、佐賀県でも平成25年11月にそのための方針が示されております。本町でも上峰町における障害者優先調達推進方針を今後定めることとしております。これによりまして、平成26年度に町として業務委託ができるも

のがあるか検討をし、調整を現在しております。

以上で答弁を終わります。

○6番（岡 光廣君）

それでは、一応今この就労支援についての御回答の中で、現在、B型事業で検討中というふうにお聞きしておりましたけれども、この検討されているのはA型事業ではないかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか、その辺をもう一度確認したいと思います。

○町長（武廣勇平君）

岡議員の御質疑ですが、ふれあい館運営の方針に関することは、ふれあい館の施設の維持等々で協議を今している状況でございます、中身的なところで発言できるとすれば、今回つけております事業、地域包括支援センター相談体制強化相談育成事業や、上峰町地産地消、食文化、ああ、これはおたっしや館でございますので、地域福祉の観点での事業についてお答えさせていただければと思います。

あり方会を含めまして、ふれあい館の事業運営については、専門家を招いて協議をしております。その方針等がまだ決定はしていないところでございますので、3月の末尾までにその方針、どういう運営になっていくかということが決まってくるものでございますので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○6番（岡 光廣君）

それでは、今現在、ふれあい館で事業運営されている事業の、要するにA型かB型というようなことが私たちとしても十分直接的に内容的に知りませんので、その内容の、B型事業ということをおっしゃっていただけたけれども、現在ふれあい館はどの事業でやられているかという確認をまず1点お願いします。

それと、今、あり方委員会は決定していないから言われたいというふうなことも言われておりますけれども、これから質問していく事業については、現在、私たちの耳、町民の声が、福祉協議会のあり方そのものについて非常にいろんなことで危惧されております。いろんな面で心配されている面もあります。そういうこともありまして、今質問した回答を得てから具体的にその内容について私は質問していきたいというふうに思いますので、まずは今言いましたふれあい館の現状の事業の再確認をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

現在はB型支援施設ということで、B型事業所という形で運営をしております。また、あり方検討会の検討案ができましたら、社会福祉協議会理事者の皆さん方、評議員の皆様方に諮って、ひとつ成案ができるものと思っております。

○6番（岡 光廣君）

事業の確認ができましたので、内容はそれ以上聞きません。

それで、先ほど言いました、果たして私たちの耳に入ってくるのは、非常に今福祉協議

会そのものが、事業運営そのものが非常に危惧されているということをさっき申し述べましたけれども、本当に正常に機能しているかどうかということだけをまず確認したいと思いません。

○町長（武廣勇平君）

福祉協議会の話でございますので、先般、補正予算でいただきました補助金の観点からお話を申し上げます。

これまで平成22年に法人事業とセンター事業の補助金が減額されたということで、この中で基金を、平成22年度は取り崩し2,097千円、平成24年度2,258千円、平成25年度2,600千円という形で基金を取り崩しながら運営を進めてきたということから、さきの議会で補正をいただき何とか運営が成り立っているという状況でございます。法人事業、センター事業の円滑な事業としてしっかり運営できるような体制、環境等を整えていくことでお約束を申し上げて議員の皆様方に補正予算を通していただいた経緯がございますので、今後はそうしたことがなきよう努めてまいります。

○6番（岡 光廣君）

先ほどの町長の答弁で、3月の定例会の補正予算において5,200千円ですか、その分の補正は一応承認して通過しております。そういう中において、福祉協議会内部の運営、そこで一応確認しておきたいんですけども、福祉協議会のふれあい館は福祉協議会の管轄になっているというふうに思います。そういうことで、まずふれあい館の管理監督は福祉協議会の事務局のほうで管理しているというふうに思いますけれども、それに間違いはないでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

間違いございません。

○6番（岡 光廣君）

間違いがないということで確認をいたしました。

それで、現在このふれあい館については昨年度、まだ十分正式には議会のほうでは耳にしておりませんが、実は施設長さんが12月末でやめられたわけですね。それで、現在の運営管理者、新しく就任されているかどうかと、就任されているとするならば、いつの時点で就任されたのでしょうか。その点をまず確認します。

○町長（武廣勇平君）

ふれあい館の運営状況について申し上げなければいけないということでございますので、申し上げますが、施設長さんはかわられております。社協職員が異動で現在施設長を行っているという状況です。いつの時点でかということは、事務局のほうに確認しなければいけませんので、私が社会福祉協議会会長としてここで答弁したいところですが、資料を持ち合わせておりませんので、後日お知らせしたいと思います。

○6番（岡 光廣君）

その件について今回答をしていただきましたけれども、ちょっとおかしくはないでしょうか。何で確認できないでしょうか。管理監督はどこにあるでしょうか。その点を確認します。

○町長（武廣勇平君）

済みません。社会福祉協議会の内部の運営、執行状況についての質問があると想定しておりませんで、本議会でこの予算に上がっている範囲内の質疑があると思っておりましたので資料を持ち合わせておりませんでした。求めに応じて後日報告させていただきたいと思いません。

○6番（岡 光廣君）

後日ということではちょっと納得できないわけですよ。実は議会においても補助金を3月定例議会のほうで承認しているわけですよ。この件についてはどこに出たかには知りませんが、6月の補正ですね、6月もやったということは皆さん方全員が委員会の中で知っておられるというふうに思うわけですよ。そして、6月補正をして、3月に5,200千円の補正をしているわけですが、これに関連しておりますので、確認できないということと言えないというふうに思うんですよ。既にこの件に関連して運営委員会等は開かれていないでしょうか。議会としても委員として出席しているわけですが、何で報告できないでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

自治法上、外郭、公共組合等の説明が必要であれば、説明員の要求をしていただければ事務方が待機してここで答弁を申し上げることはできると思いますが、本議会はこの当初予算についての一般質問ということ想定しまして、その質疑に備えてまいったところでした。必要ということですので、後日御連絡させていただきたいということ申し上げます。

○6番（岡 光廣君）

私もいろいろと調べさせていただいたわけですが、当然、福祉協議会の運営そのものは福祉協議会の事務局長が運営しているということは当然なことというふうに思います。その大もとをたせば、ずっとしていけば最終的に監督責任は行政のトップにあるのではないのでしょうか。私はここに持ってきておりますけれども、その資料の中にも当然載っているというふうに思いますけれども、私の言っていることは間違いではないのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

休憩をお願いします。

○議長（中山五雄君）

今、町長のほうから休憩をとということで願いが出ておりますが、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

そしたら、暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午後 4 時10分 休憩

午後 4 時44分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

執行部からの休憩ということで希望がありました。執行部から答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

休憩を求め、長時間時間を割き、大変失礼いたしました。

議会の事務提要を見まして、社会福祉法人の助成に関する質問の可否ということが書かれております。社会事業法第56条によると、地方公共団体が助成している社会福祉法人に対し助成の目的は有効に達せられることを確保するため、町に対し一定の管理的権限が与えられているが、議会も一般質問等でそうした関係の問題を取り上げることができるかということでございますが、議会が社会福祉法人に対して質問をすることはできないが、当該法人の助成に関する地方公共団体の事務について質問することができるというところで、岡議員とも協議させていただき、補助金の内容、額面について申し上げさせていただきたいと思っております。

本議会にかけておりました補正予算、先議いただきましたけれども、5,200千円の補正予算を社会福祉協議会のほうに補助をいたしております。また、6月議会においてふれあい館に4,000千円の補助を出させていただいているところでございます。これらもるる御心配をおかけした経緯がございますので、この場を持ちまして陳謝申しますとともに、執行に当たっては適正に執行していくことを努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○6番（岡 光廣君）

ただいま本当に失礼をいたしました。実は議会としても福祉協議会のほうに金を回すことに対して承認をしておりますので、その内容を確認したく質問をしていたわけですが、ただいま町長が申されましたとおり、そのような状態になっておりましたので、金額の流れだけはということを申し述べていただきました。ありがとうございました。

それでは、今回内容的には突っ込んでいきませんが、今回の3月の定例会において、町長のほうが施政方針を示されております。その中において、書かれている分の内容説明だけはまず確認をしてみたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、ちょっと一部ダブるかもしれませんが、順を追って、まず施政方針の中において町長が誰もが元気になる健康福祉のまちづくりということの一つ上げられているわけですね。それで、地域支援事業の実施ということで健康づくり支援の取り組みが何よりも

必要というふうに書かれております。その中で、高齢者支援に対して今後どのような方向で相談、その中で相談体制と対応力の強化ということを一つ上げられております。

次に、人材育成を図るための相談員の育成事業ということを重点的に進めていくということをおっしゃっておりますので、どのような方向で進まれていかれるか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

御質疑の地域包括支援センター相談体制強化相談員育成事業でございますが、これは、今回緊急雇用基金事業の中の地域人づくり事業というものがございまして、地域包括支援センターの相談対応力の強化と相談員の人材育成を図るため雇用を行うということを主眼に事業を実施させていただきたいと思っております。

相談業務や訪問におけるアセスメントを行うことで、充実した相談体制を構築し、地域における適切な保健、医療、福祉サービスを行政担当部局や居宅介護支援事業所と連携して案内や提案を提供していくということで、事業内容として定めております。

現在、地域包括支援センター、老人クラブさんと連携しながら、きずなサロンを実施していただいておりますが、そうした面でも利用者がふえているという現状もございまして、この体制強化が必至ということでございますので、今回、人づくり事業を活用し、町費をかけずにできるだけ対応力を増していきたい、そのように考えているところでございます。

○6番（岡 光廣君）

高齢者支援については、ますます充実した活動になることをお願い申し上げておきます。

次に、障害支援ということで、障害者支援推進体制の充実を上げられております。その中で、第1点目に、福祉制度やサービス向上の周知徹底ということをまず1点説明をお願いします。次に、障害者支援推進体制の充実ということで、この2点をどのように体制の充実に向けて進まれるか、その辺をお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

先ほど岡課長からの答弁と重複をいたしますが、現在国では、障害就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注機会の確保をするために必要な事項等を定めることにより障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する目的の障害者優先調達推進法が施行され、佐賀県もその方針を定めました。本町も上峰町における障害者優先調達推進方針を定めることにしております。現在、平均工賃を上げることが最大の目標ということでもございますので、上昇に寄与するため平成26年に業務委託できるものを現在精査し委託をしているというふうにご検討しているところでございます。

○6番（岡 光廣君）

ただいまの回答に対してのお願いですけれども、この福祉サービスの充実ということは町

民の皆さんに周知徹底、これをできるだけしていただいて、事業内容を十分末端まで浸透させていただくようお願いしたいと思います。

それでは、この障害者の支援推進体制の中で平均工賃を上げる事業という、こういうことも言われておりますけれども、その中において、どういう内容のものを取り組んでいかれるかどうか知りませんが、その推進する場合の指導体制とかなんとか、やっぱりいろんな面で非常に苦慮する点があるというふうに思いますので、その点を十分注意しながら取り組んでいただくことを切に希望しておきます。

次に、関連してですけれども、就労支援の充実についてということで、ふれあい館のあり方検討委員会ということで検討しているということで書かれておりましたので、内容的には触れていただかなくても結構ですけれども、どういうふうな方向に進むという方向性だけをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中山五雄君）

ちょっと待ってください。

お諮りいたします。本日の会議時間は一般質問の進行の都合によって延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することは決定されました。

○町長（武廣勇平君）

あり方会で議論している方向性を申し上げさせていただきます。

今現在、20名定員の持続可能な体制になっていないと、その運営上が持続可能になるためには、20名定員がなければいけないわけですが、平均工賃が上がらず、利用者増が見込めないというところで、大変困難な経営状態になっているものでございますので、こうした上峰町における障害者優先調達推進方針をもとに、就労事業所の平均工賃の上昇を図りながら、かつ、それを先ほど議員が御指導いただきましたPRをしっかりと行っていくことで地域福祉を実現する、障害者福祉を実現するということで考え、魅力ある就労施設に変えていくことで利用者増を図っていききたいと、そのような方針で町社会福祉協議会からの事業発注を考えているところでございます。

○6番（岡 光廣君）

それでは、次に障害者優先調達推進法ということから、施行に伴う上峰町における障害優先調達推進方針を定めるということですので、この推進法というのはどういうものか、再度説明をお願い申し上げたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、国においてが、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する

法律ということで、目的としましては、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることによりまして、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設が就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するということでの目的が掲げられまして、県において、基本事項といたしまして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義ということで、障害者とその能力に応じて適正な職業に従事することができるようにするために、障害者の多様な就業の機会を確保することが必要であるということで、その中で物品の、例えば優先調達の項目ということで上げられておりますけれども、事務用品、あるいは食料品、飲料、食料品の中にはパンとか弁当、菓子類、それから小物雑貨ということで種苗、苗ですね、とか青果、木工品、陶芸品というような、それから、その他の物品等では木製品とかいう部分が上げられております。また、役務の中では、例えばクリーニング、それから清掃、除草というような、そういうふうな障害者施設での優先した調達ということでの項目が上げられまして、一応県のほうでは平成25年度の調達目標額としまして28,000千円ということでの目標額を定められておられます。この県のほうの指針、方針に基づきまして、町としてもこれをもとにした方針を今後定めていきたいと思っております。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

この推進法についての説明をしていただきました。特に、次に質問することですけれども、町長のほうも上げられております。芝刈りとか、グラウンド整備とかトイレ清掃とかの発注事業をふやすという、利用者の平均工賃の上昇を目指すというふうに上げられております。特に障害をお持ちの方は、こういうふうな仕事につけるということは非常に管理面において、管理指導する体制面において非常に御苦労されるものというふうに思うわけです。

私も障害をお持ちの方を十七、八人ほど受け持ってやってきたわけですが、非常に指導者というのは、その人を指導するというのは非常に大変苦労するわけですよ。その指導者の方が、その人の能力の状態を把握しながら安全な作業を進めていかなければいけないということでもありますので、ここに上げられております芝刈りとかグラウンド整備とかトイレ清掃とか、それなりの、どういう人をそういうふうな仕事にさせていただく、生きがいを持って働いていただくようにするかということ是非常に難しい点もありますので、指導者の育成等も十分考えながら努めていただきたいというふうに切に希望しておきますので、町長のお考えを聞いて終わりいたします。

○町長（武廣勇平君）

就労事業所の平均工賃上昇のために、業務委託できるものがあるか検討をしながら、芝刈りグラウンド整備、トイレ清掃等を現在施設外就労で行っていただいております。お風呂の

清掃、また食堂事業等も視野に入れて、今御懸念の障害者に過負担にならないように、現在の利用者の状況等をしっかり把握しながら業務委託できればと思っております。

社会福祉協議会に委託している現状でございますので、あり方会のスキームに合わせてこの発注事業の枠を広げられる、また、調整、検討できる一年にしたいと思っております。

○議長（中山五雄君）

岡議員の質疑が全て終わりました。

林議員の一般質問に入る前に、松田俊和議員の一般質問の中で、坊所駐在所の移転した年は何年かということでしたが、池田課長より答弁したいということでございますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（池田豪文君）

発言の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

松田議員の一般質問の中で、坊所駐在所の移転時期について御質疑がありまして、後刻お知らせするというので申しておりましたが、昭和60年4月25日に下津毛から井手口のほうの現在地に移転しておりました。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

それでは、9番林眞敏君の一般質問をお願いします。

○9番（林 眞敏君）

9番林議員でございます。施行部の方には、明確な回答をいただければ時間をかけるつもりはありませんので、質問に対してはしっかりと明確な回答をお願いしたいと思います。

私の質問事項については、大きくは3つございます。

まず、1つは、町の取り組み方について。それから、大きく2つは、苦情処理について。大きく3つは、提案なり、これからの希望、ビジョンについてという大きく3つについて質問をいたします。

まず、質問事項の第1、町民市の現状と期待。質問要旨としては、募集のあり方を問う、どのように行っているか。要旨2、町民への周知についてはどうか。要旨3、継続について、危惧はあるか。要旨4、活性化等の抜本的な対策はあるか。

質問事項2、生活排水の処理について。これは、下水への農業集落排水のつなぎ込みについて質問をいたします。それから、要旨の2、建築時、新築等の建物を建てるときに、どのように行政指導、業者に対する指導は行っているかということ。それから、要旨の3として、これは地区の問題で非常に恥ずかしいんですけども、井手口区の現状、このつなぎ込みについてどのように認識しているか。

質問事項の3、同僚議員もたくさん質問をしておりましたけれども、私もこの件について

は質問をさせていただきたいと思います。鎮西山の利活用について。要旨の1、現状では、キャンプ場の二の舞になるのではないだろうか。これは、アスレチック等も含めてですね。要旨2、町民憩いの場として、全山的な公園施設はできないか。これは、町長の施政方針にも若干触れておりますけれども、例えば、この地域は花のゾーン、この地域は、遊園地、トレッキング等、こういうなどなど、この山を全体をいろいろなものに使えないだろうか。今あるのは、キャンプ場、それから、駐車場、それから、トレッキングコースを、あとは頂上、それに至る谷等の、そういうものだけですけれども、それを何とかならないだろうか。要旨の3、鎮西山公園の将来像をつくるべき時期ではないかと。これは、例えばですけど、佐賀の金立にあります金立公園、あるいは白石にあります歌垣公園、このあたりは、山全体を公園としてつくっていると。こういう造形を参考にして、これから鎮西山というものを、どのように作り上げていかなければいけないかということについて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、大きな1点目、町民市の現状と期待。その中の1点目、募集のあり方を問う、どのように行っているかということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私の方からは、林議員さんの町民市の現状と期待の中の、募集のあり方につきまして、答弁申し上げます。

第1回の上峰町民市につきましては、平成24年5月20日でございます。

その前段といたしまして、平成23年、前年の12月18日におきまして、おたっしや館のもちつき交流会にあわせまして、中央公園駐車場にて第1回軽トラ市ということで開催いたしております。このときの募集台数10台に対しまして15台の参加申し込みがございます。当日の出店者数は8件でありました。これを機に実行委員会を立ち上げまして、名称を上峰町民市と名づけ、会場を中央公園駐車場、毎月第3日曜日とし、第1回目を迎えたわけでございます。平成25年度には、場所を役場庁舎南駐車場に変え開催をいたしております。

それでは、募集の方法につきましてお答えいたします。

平成24年4月の区長例会にて、出店者募集の回覧依頼をしております。同年5月号の広報紙、以降、全ての広報紙に募集の掲載を行っております。また、平成24年度の「カミング！上峰」、フェイスブックにて募集を行っております。情報誌「ぷらざ」への25年度に3回掲載しております。この情報誌「ぷらざ」につきましては、鳥栖、三養基郡で4万4,116部数の配布実績がございます。このような方法にて募集を行っておりまして、これにより出店者の登録は今現在25店舗になります。町内18店舗、町外7店舗でございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

募集の要領についてはわかりました。

募集をする際に、制限事項はあるのでしょうか。何々はいいいよ、何々はだめだと。あるいは今それだけ募集して登録店舗はあります。しかし、現実的に出店をされている内容、あるいは出店にはこれこれだめですよという制限があるのかどうか、これについて質問をお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

本町の町民市につきましては、出店物の制限はいたしておりません。ただ、保健所等への届け出が必要な場合につきましては、衛生法上の手続についてはお願いしておりますけれども、基本的には、出店募集のそのようなものは設けておりません。

○9番（林 眞敏君）

実態をもう少しお聞きしたいと思います。

この町民市について、今、振興課が主体でやっておられますけれども、この町民市をどのようにしたいかなど、あるいは今、振興課としては少しお荷物かなというような危惧は持っておられますか。あるいは、そうじゃないよ、振興課だけではなくて、町全体として、例えば教育委員会の生涯学習課が何かを出そうというときに一緒になってやれば、もう少しこの町民市がぱっとするんじゃないかなど、あるいは町民に集まって来てもらえるんじゃないかと、このようなことについて、振興課としてはどういう考えを持っておられるか、ちょっとお聞きします。

○振興課長（江崎文男君）

ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

もともとこの町民市につきましては、上峰町内の農業者といますか、自分のところに野菜あたりをつくったり、そういうふうな製品をつくられた方が誰でも気楽にそこで市ができるというような方向づけを持って開催をいたしております。

そういう中で、基本的には私たち役場職員が今現在一緒になって行っておりますけれども、第3日曜日9時から12時までということで、産業商工係の担当者3名が現場のほうに行きましてテントを2張り立て、そのような形で、まず、場所の提供をいたしております。

そういう中で、町といたしましても、現実的にはなかなかそういうふうな方があられないという中で、やっぱりそこで商売をされている方がほとんど今の現状では来られているような状態でございます。

そういう中で、町内の行事にあわせて、先ほど言いました毎月第3日曜日というものを基本におきまして、町民センターで行事があれば町民センターのほうで出す、公民館で行事があれば役場の横の駐車場で出すというような形で、ほかの行事と一体化したところで現時的には出しております。ただ、第3日曜日というものは書いておりません。こういうふうな形で、私たちは職員を初め、第3日曜日に出てきますけれども、なかなか出店者があらわ

れないのも危惧されるものでございますけれども、今の時点では、ただただ出店者がどうすれば多く集まるのか、それだけを考えているところでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

私も時々ちらりちらりと購買欲の応援には行くわけなんですけれども、募集の方法というのは確かに非常に難しいと思います。今、課長が言われました、ほかの行事とのリンクアップと、こういう形を、これをふやしていただいて、せっかく起こした町民市、これですので、必ず応募の件数をふやせる、そして、魅力あるものにしていただきたいと思います。私は念願をいたします。

次の項目でお願いします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。2点目、町民への周知についてどうかということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、2番目の質問の町民への周知につきましてお答えいたします。

まずは、各地区への掲示板へのポスター掲示につきまして、町内61カ所に平成24年度、25年度ごとに掲示の依頼を行っております。

次に、のぼり旗の設置でございますが、10本ののぼり旗を作成いたしまして、1本は役場庁舎1階に常時設置しております。また、残り9本につきましては、開催週にその会場付近に設置しているところでございます。

広報紙につきましては、出店者募集同様、毎月の広報紙への掲載をいたしております。先ほど情報誌「ぷらざ」への掲載を答弁いたしましたけれども、これにつきましても、平成24年度2回、平成25年度には3回の掲載をいたしております。

広報車での広報につきましては、平成24年度は開催週の金曜日に広報をいたしております。平成25年度につきましては、当日の広報を数回しておるところでございます。

「カミング！上峰」での放送内での取り上げは、平成24年度10回、平成25年度では9回、フェイスブック内の取り上げは、平成24年度4回、平成25年度6回でございます。また、「カミング！上峰」のウェブサイトでの取り上げは、平成25年度に1回の取り上げを行っているところでございます。

このように、町民の皆様方には、あらゆる方法により今現在お知らせをしているところでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

やや一方的なPRにならざるを得ないとは思いますが、しかしながら、町民の方々というの

は、やはりそこに行ったらいいものがあるよと。売り手市場でなくて買い手市場ですね。もちろんいいものがあるから町民市に出かけようと、欲しいものがあるから出かけようというのが一般町民の考え方です。ただ、PRをする、誰にする、何やっているというような方法もあると思いますけれども、何てこっちゃないですね、来てくんさい、来てくんさい、うちに来れば何々もあるよと、これもあるよ、どうぞ来てくださいよというような、そういうような積極的なPRを、これがやはりないと、どうしても行政というものが頭にあると、売り手市場にならざるを得ないと思います。そうでなくて、一般の商売人の人は、来てくんさいよ、うちに来てくんさいよ、こういうものがあるよ、おいしいよというような、そういうようなPR、周知、これに努めていっていただけないかと思います。「カミング！上峰」もいいですけども、これも、どうしても聞く人が限定される、広報紙は見ていただけないかと思いますが。そういうときに、PRのやり方、周知の仕方、これを買い手側から、うん、これはいいなというような、そういう認識がないと、どうしても売り手市場でいくと、いや、行っても行きたくないよというようなことになると思います。また、吉野ヶ里町というのが、せっかくいい先生が隣の町におられるので、このあたりのことも聞いて、どうしたら町民市が盛り上がるだろうかというようなもの、こういうものも検討していただきたいと思います。振興課長、どうですか、難しいですけども。ちょっとやり方についてお願いをしたいと。

○振興課長（江崎文男君）

町民へのPR活動等の御助言ありがとうございます。ただ、今私たちのこの現状を見ますと、まだ町民に対するPRよりも、出店者をどうふやすかというようなところが非常に私たちが問題視するわけでございます。

お恥ずかしいながら、昨年度、今年度で最低出店者は4件か5件のところもございまして、1回は、出店者が2件ほどになったところで1回だけお休みをいただいたときもございまして。そういう中で、この出店者をどれだけ確保して、その当日来てもらえるか、まずもってそこから辺をすることがちょっと頭の中でいっぱいですので、なかなか町民に対するPRができていないのも、先ほど御指摘いただきましたように、一方的な広報活動ばかりで非常に申しわけないんですけども、今のところ、私たちの使命としては、まず、出店者の方をその当日に何件呼ぶことができるか。それを今後もまた検討していかなければならないと、今のところは思っているところでございます。（「次、お願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

はい。次、進みます。3番目の継続について、危惧はあるか。執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

林議員さんの3番目の、継続についての危惧はあるかということですが、先ほどの私の回答がそのままこの答弁になるかと思っております。

出店者の登録につきましては、当初13店舗から現在では25店舗とふえてはおります。登録はふえてはおるんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、出店者の平均をしますと、25年度では8件から9件、24年度については7店舗ぐらいですか。少ないときには、先ほど言いましたとおり、今、4店舗というような中で1日お休みもしたような実態でございます。また、訪れる方も近くで行事があればそれなりの方が来られるんですけれども、行事がないときについては閑散なものでございます。

継続についての危惧はあるかという質問ですけれども、先ほど言いましたとおり、ただただこの町民市の継続につきましては、出店者の方々がどれだけ出店されるかというようなことを、まず、ちょっと私たち思っているところでございますので、先ほども言いましたとおり、当初はしていなかったテントも、職員が早目に来て、テントを2張り立て、目立つような格好でお迎えはしているんですけれども、実態はそのような実態ですので、なかなか今後も出店者をどうふやすか、それを前向きに考えていきたいと思っております。

○9番（林 眞敏君）

私も大変だろうと思います。これは、一番最初の取組みが振興課ということでありましたので、振興課長が矢面に立たされたといったらおかしいですけれども、振興課長のところが一番頭でっかちになってしまっておるようでございます。これを継続しようとするならば、課長だけではちょっと大変だと思います。これを、町長を初め、副町長、あるいは各課長もこのようなことを、やっぱりそれぞれの課長は自分の正面ばかりをじゃなくて、町全体のことであれば、それぞれの課長もそれなりにしっかり加わっていただいて、皆さんでどうしたらいいかと。もう継続する危惧といったら当然持つておられると思いますけれども、やめるのは簡単です。しかし、継続するから物事は続くということですので、振興課長のみならず、ほかの課長も交えて、もう一度この発展についてお願いをします。

次の項目もほとんど同じ回答になるかもわかりませんが、お願いをいたします。

○振興課長（江崎文男君）

林議員さんの4番目の質問でございます。活性化等の抜本的な対策はないのかということですが、だんだんと私の答弁の数も少なくなります。この問題につきましては、協議会等がございますので、今後は出店者の方々の意見等を聞きながら、その協議会の中で議論しながら今後の方向性を決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

江崎課長、まだ私、4番に進んでおりませんでした。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○9番（林 眞敏君）

これは質問ではありません。ぜひとも協議会等、あるいは商工会等も中に入っていていただいて、出店者協議、そして、よりよいものをぜひともこれからもつくっていただきたいと思

ます。中止というのは簡単でございますので、それにならないようにぜひともお願いをいたします。

では、この件については私の質問は終わります。

次に進んでいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

この件と言われますと4番ですかね。（「はい、4番終わりました」と呼ぶ者あり）

大きな2番目に進みます。生活排水の処理についてということで、その中の1点目、下水へのつなぎ込みについて、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

林議員さんの生活排水の処理についての中の水へのつなぎ込みにつきまして、答弁申し上げます。

下水へのつなぎ込みにつきましては、上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第8条 排水設備の改善義務によりますと、第1項「使用者はし尿等を排水施設に流入させるときは、水洗によってこれをしなければならない。」、第2項「処理区内においては、排水施設の工事完了後3年以内に排水設備に改造するよう努めなければならない。」となっております。よって、うちの条例等におきましては、つなぐことができるようになってからは3年以内につなげるように努めなければならないということとなっております。

○9番（林 眞敏君）

条例では3年以内にやらなければならないとなっておりますが、現実に上峰町内で生活排水を側溝に流している地域はありませんか。それとも、全部、生活排水は農業集落に流れ込んでおりますか。これについて質問をいたします。わかっておる範囲で答えていただきたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

ただいまの質問にお答えいたします。

上峰町における農業集落排水事業の供用率、つなぎ込みをされた率なんですけれども、世帯ベースにいきますと、上峰町全体で86.1%のつなぎ込みをされておられます。また、議員のほうの井手口地区につきましては88.2%の方が世帯的につなぎ込みをされているところでございます。よって、そのほかの方につきましては、家庭排水については最寄りの排水路とか河川、または先ほど御指摘がありました道路側溝への家庭排水の排水という形になっているかと思っております。ただ、道路側溝への排水が何世帯あるかということまでのこちらでの認識といたしますか、そういうふうな情報はつかめておりません。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

88.2%はわかりました。そのほかは、側溝等へ流すということは、これは側溝に流しても

いいんですか。住宅地域で側溝が整備されているところで、生活排水は側溝に流し出すって
いうのはおかしいんですけど、垂れ流すという表現のほうが適切かもわかりませんが、
それは法的に許されているんですか、お聞きします。

○振興課長（江崎文男君）

上峰町の場合は、この下水道事業、農業集落排水事業を平成元年から、前牟田地区を初め、
随時してきております。最終年度につきましては、平成16年ですか、三上地区が最後という
ことで。ただ、そういうことで、下水道の事業を各地区する前の段階では、基本的には隣接
する用排水路、または河川、それがなければ、要するに団地を形成する中で、道路側溝に流
して、その側溝が最終的にそのような排水路とか河川とか、そのようなところに行く場合に
ついては、道路側溝での地元区長さんとか生産組合長さんの同意があれば、上峰町としても
その道路側溝への許可を、今も現在そういうところがあるかもしれませんが、農集排
事業をする前の段階では、少なくともそのような形での許可をしていたようです。

○9番（林 眞敏君）

それでは、そういうつなぎ込みをしていないところについての住宅を保持している人たち
はそれを知っているんですか、それとも、知らないでやっているのか、そのあたりをちょっ
とお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

幾つか例を申し上げますと、個人の敷地に、もちろん下水道事業をする前の話になるんで
すけれども、個人で土地を持って個人で家を建てられた方が道路側溝に流すという行為にな
りますと、直接本人からの申請で町も許可をしていますので、本人は側溝に排水が流れてい
ると認識がございます。ただ、場所場所によっては、不動産屋さんが、要は4区画造成をし
た後に家を建てて——建て売りですね。建て売りを買われた方はそういうふうな認識がない
かと思います。ただ、自分で建築をされた方につきましては、許可を得て初めて側溝のほう
に流せますので、そのような認識はあるかと思います。（「わかりました。次をお願いします
」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次進んでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

2番目、建築時、業者への指導はどうかということで執行部の答弁求めます。

○振興課長（江崎文男君）

生活排水処理についての2番目、建築時に行政への指導はどうかということですが、
基本的には、農業集落排水、下水道事業をしてからについては、あくまでも新しく家を建て
られる方は100%の下水へのつなぎ込みをされておられます。

ただ、今、下水のつなぎ込みがされていないのは、事業の前に加入された方、その方が、
先ほど言いました八十何%以外の方ですね、十何%の方につきましては、その方については、

次の新築時にはもう加入をされていますので、その家を新築されるときにはもう間違いなく、要するに下水につなぎ込みをされると思います。また、先ほど言いましたとおり、事業以降についての新規加入の方、新しく建築されている方についても、今まで100%のつなぎ込みをされておるのが実情でございます。今現在されていないのが、事業前に加入された方が十何%残っておられます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

それでは、質問いたします。

下水道法の第10条というのがありますけれども、これについての抵触はありませんか。

○振興課長（江崎文男君）

上峰町の場合につきましては、農業集落排水事業です。これは、下水道法ではなく、浄化槽法で行っているものでございます。よって、先ほど議員さんが申された、下水道法の第10条関係ですね。第10条につきましては、排水施設の設置状況とか3年以内での改造命令、または第48条の罰則まで下水道法ではあります。ただし、農集排の場合はあくまでも浄化槽法での動きになっておりますので、今回のこの下水道法の第10条関係については抵触いたしません。

○9番（林 眞敏君）

下水道法には抵触しないということは理解をいたしました。

それでは、法ではない農集排であるということで、現実としてそういう問題が起こっている。そして、それによって迷惑といったらおかしいですけど、やはりそれによって迷惑を受けている方々もいると。特に、住宅が密集した地域において、側溝にそのまま流されると。自分のところの家は、加害者、被害者という立場で捉えれば、加害者であるけれども、全く被害者的なニュアンスはない。被害者は、自分たちは全く排出もしていないけれども被害をこうむっているという状態においては、これは、行政は指導をしなければいけないと思いますが、そのまま放置すれば、加害者というような人たちも、自分たちは加害者認識は全くありません。被害者は、被害者認識はあるけれどもですね。そのあたりを行政としてどうしていくか、それについてちょっとお願いをいたします。

○振興課長（江崎文男君）

本町におきまして、三上地区を最後に、平成16年ですか、三上地区が最後の供用開始の地区でありまして、その後、職員全員で、要は、つなぎ込みをされていないところへの指導といたしますか、つなぎ込みのお願いに全家庭回った経緯がございます。そういうふうなことで、実際、つなぎ込みをされていない方、先ほど言われましたような、下のほうに流されて、それが下流の方に何らかの迷惑をかけているからというようなことであるならば、私たちはその家に行つてつなぎ込みの推進、お願いをいたします。本町ができるのは、先ほどの下水道

法による罰則等がございませんので、つなぎ込みのお願いをするのみでございます。

以上です。（「はい、わかりました。次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

はい。

3番目、井手口地区の現状は認識しているかということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

3番目の質問でございますけれども、井手口地区の現状の認識はしているかという質問にお答えいたします。

井手口地区につきましては、下水の現状は、住民登録の世帯、平成25年3月末で482世帯、これに対しまして、つなぎ込みをされている世帯が425世帯、先ほど言いましたとおり、供用率が88.2%でございます。これは、町内の供用率86.1%ですので幾らか高い数字でございます。過去につなぎ込みをされていない方々への下水へのつなぎ込みのお願いに、先ほど申しましたとおり、全職員が行った経緯がございます。このとき取りまとめました、接続をしない理由といたしましては、まずは経済的なもの、それと、高齢者の方々で今の現状でよいという方、それと、もう既に水洗化をしている、要は合併浄化槽なのか単独槽なのか、いずれかの浄化槽を設置している。今現在、単独槽については全て合併浄化槽に変わりましたので、当時はまだトイレだけの単独槽というものがございます。そういう方々がおられます。そういうふうな理由でなかなかつなぎ込みをされていないというような形になっております。井手口地区においても、このような理由で接続がされていない家庭がおられると思っております。

また、全体に言えることなんですけれども、井手口地区ぐらいの供用率88%ぐらいになりますと、基本的にはもう既設の家の方は、ほとんどもうつなぎ込みがされないようです。新しい家を建てるのか、新しい人が来て新規加入をされるのか、そういう方々が新しく接続をされておるようでございます。これにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、町としてもつなぎ込みのお願いには回るような必要がございますので、今後はそのような形で接続の推進には行くような形をとりたいと思っております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

ぜひとも指導をお願いいたします。現実には、側溝は道路の両方にありますけれども、片方の側溝は青のりが生えている、片方の側溝は雨だけが流れるから、そのままコンクリートが見えるということですね。片方の溝は青のりといったらちょっと過激かもわからないですね。俗に言う、青いのりの状態が。あるいは、洗濯した後は泡が流れると。これは、住宅密集地であれば、当然悪臭に発展すると思えますね。もしですよ、地域住民、それによって害を受けている方が提訴するようなことがあったときには、それはどのようにしていくでしょう

かね、もしされた場合には。加害者が悪いのか、あるいは行政が悪いのか。このあたりについてはどういうぐあいに判断したらいいかお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

下流の方が、悪臭とか、そのような迷惑をこうむったから提訴、訴訟を起こすというようなことになると、町としても、訴訟のほうはなかなか難しいものでそれがされるものか。町の責任はどれだけ負うものかなかなか難しいんですけども、ただ、先ほど言いましたとおり、下水道法であればきちとした形が見えるんですけども、農集排においては、そのような町としての指導がどこまでできるのか、なかなか難しいところがございます。

過去、住民課のほうで行っております環境パトロールにおいても、井手口地区から2回ほどそのような報告を受けております。ただ、そのときにも、上のほうに4件の分譲地がありましたので、そこに行ってただつなぎ込みのお願いをするだけでですけども、やっぱりそういうところを聞くと、そこ4件については、やっぱり浄化槽を設置されているんですね。ただ、その浄化槽についてが、合併浄化槽じゃなくて単独槽と。そういう中で、周りを見ても、要するに排水路がないもので、当時、側溝のほうに、多分、処理水も流されていると思います。そういうふうなことで、下流については、要は青のり、多分コケだと思えますけれども、そのような状況になっているかと思えます。それで、その4世帯については、うちのほうも再度、つなぎ込みのお願いに行って、下流のそのような悪臭的なものについては、その側溝にふたをかぶせてそういうものが解除されるものか、そこら辺はまた場所をお聞きしてちょっと調査したいと思っております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

地域住民にとっては、農集排といえども、これは下水だという認識をしておりますよね。これは農業集落排水事業と、こういう専門的なことを地域の住民に、いや、これは農業集落排水事業ですからといって下水ではありませんよといっても、恐らく誰も納得はされないと思います。早くこれが解決するように、よろしく指導のほどお願いをいたします。この項目を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。大きな3点目、鎮西山の利活用についてということで、1点目に、現状ではキャンプ場の二の舞にならないかということで、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

鎮西山の利活用の関係で、現状のままではキャンプ場の二の舞にならないかという御質問をいただいているようでございます。私のほうから、まずお答えをさせていただきます。

御心配をいただいております鎮西山につきましては、新年度、26年度に管理費の増額をお願いしておるところでございますけれども、そういうふうに徐々に管理費用を増額していた

だきまして、より充実した管理が行えるようになるというようなことになれば、上峰町民の財産としての鎮西山というものを十分維持できるというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（林 眞敏君）

私は、この鎮西山は二の舞にならないかというふうになぜ言ったかという、以前はキャンプ場のことも質問したことはあります。また、今、課長が答弁いたしましたけれども、管理費の増額、これは、恐らく増額しても、さらにまた増額ということになるのではないかと思われてなりません。どうしたらいいかという、この次の項で私は質問はいたしますけれども、予算増額、予算増額では、だんだん頭打ちになる。じゃ、どうしたらいいかということについて頭をひねっていただきたいと思います。

また、この鎮西山の価値が、住民の憩いと、町長もいろいろと施政方針演説でも述べておられますけれども、これをどうしたらいいかと。恐らく管理費を増額していても、これは季節の変わり、いろいろ、台風の災害とかいろんな問題からも、またまた増額しなければいけないようになるんじゃないかと、こういうのを十分危惧しております。

アスレチックにおいても、これも最近見せていただき、また、同僚議員も質問されております。中における案内板にもコケが生えておったり、中の文字も見えないような状態。こういう状態で、どうしたらいいかということを考えていただきたいと思います。これについて、もし回答がなければ次の項目でまたさらに質問をしたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

今の御質問に対して明確な答えというものはございませんので、2番目に質問をいただいております。この中で答弁を用意しておりますので、その中でお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次進んでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

2番目、町民憩いの場として、全山的な公園整備はできないかということで、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、2番目のところでございますけれども、町民憩いの場として、全山的な公園整備はできないかというお尋ねでございます。

この御質問に対して、まず、鎮西山というものの生い立ちというものを少し説明させていただきたいというふうに思っております。それは、なぜかといいますと、全山的な公園整備というのができないかという御質問でございますので、基本的には、一度ここは全山的な公園整備をいたしておりますので、そういった意味で、若干そこら辺を答えさせていただきたいと思います。

この鎮西山整備の推移ということでございますが、昭和56年度以降、観光施設整備事業として昭和56年から60年まで、遊歩道整備、それから休憩所の設置、それから、修景植栽等を5年間行っております。

その後、昭和61年度に、歴史とふれあいの山鎮西山整備事業として、主に山頂一帯を整備いたしまして、為朝館、天狗やぐら、展望所、そういうものを設置いたしております。

その後、昭和62年度に、山全体の国有林37.7ヘクタールを購入しております。

その翌年、昭和63年度に工業再配置促進補助事業によりまして、先ほどから話に出てきておりますレクリエーション施設整備事業として、アスレチック施設を整備いたしております。

同年、昭和63年4月から、鎮西山生活環境保全林整備事業として、林野庁、それから、佐賀県が事業主体となりまして事業に着手し、平成3年3月に事業完了というふうになっております。

この鎮西山生活環境保全林整備事業の内容でございますけれども、先ほど申し上げました、購入しました全体面積37.7ヘクタールをその対象といたしております。その中で、森林の造成及び改良面積は同じ37.7ヘクタールとなっております。この際に、植栽木の種類ということで植栽をいたしておりますが170種類、それから、植栽木の本数とし8万2,000本、事業期間は、先ほど言いました昭和63年度から平成2年度までの3カ年と、そういう事業を行っております。

また、この鎮西山生活環境保全林整備事業の期間にあわせまして、林道開設事業、これは鳥越のほうに行くほうですが、それと、上がりたてのほうの駐車場の整備事業、そういうものを行っております。

次に、平成3年3月16日に、この整備をしていただきました鎮西山の公園と申しますか、施設を佐賀県のほうから移管を受けまして、上峰町の公園、鎮西山いこいの森というふうにしておりまして、環境保全の場、それから、野外レクリエーションの場として、さらには、森林の持つ国土保全、水源涵養、保健休養の公益機能を発揮する公園として設置をいたして、今日まで町民に親しまれているというところでございます。

この平成3年3月16日以降、県から移管を受けた後、美しい緑の郷土づくり推進事業という事業にも取り組みまして、アスレチックに行く途中の左手にございますねむの木通り、それから、頂上下にございますサザンコンチェルトの丘、そういうものを整備いたしております。

また、鎮西山の環境保全整備事業の完了5年後、平成7年7月にキャンプ場を整備いたしております。

それから、この後、都市計画の区域変更によりまして、平成16年3月30日に都市公園法第2条の2によりまして都市公園の告示を行い、以後、鎮西山いこいの森につきましては、41.1ヘクタールの都市公園として現在まで管理をしてきております。

以上がこの鎮西山の今までの推移ですので、公園として整備してきたということで御理解を願ったらというふうに思っております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

甚大な経費と人員で今までつくり上げられてこられたことは非常に敬意を持っております。ただ、これを町内外の人がどのぐらい利用しているだろうか。利用されないものは、キャンプ場やないですけども、利用するから非常に価値が生まれてくるということで、この利用について考えていただきたい。そのために、私は全山的なということを書きました。

さらに、ここで私がもう1つ言いたいのは、これから先も、管理、お金、これは幾らでもかかってくるものだと思います。例えば大きな株式会社というものがあって、その株式会社の中に敷地があれば、ここからは総務部、ここからは会計とか、いろいろな方法をやっておるところはありますよね。そこで、こういう地域をブロック化して各行政区の方々に、あなたのところはこの保守管理をお願いします、あなた方はこちらをお願いしますと。私はユニークな考え方で物申しますので、あくまでも行政が管理する、お金を管理する、企画課は幾らあってもたまらないというような考え方と、地域を分割して、このあたりは、アスレチック広場は鳥越の方をお願いする、どここの地域は江迎の方をお願いするという、そういう地域ブロックと保守管理というものをあわせてやるという方法はあると思うんですけど、これについては、まだ私独自のアイデアですけども、そういうやり方もあると思うんですね。どここの地域はどこどこをお願いするという、そういう方法については考えられるんですけども、そういうことについては、これからどうかしていこうかというようなことについてはありますか。こういう考え方について、あるいは疑問があり、反対ですよということについて、あればお願いをします。

○町長（武廣勇平君）

お答え申し上げます。

そういう地域の方々からの要望があれば検討をしていきたいと、こういうことでございますが、先ほどから鎮西山の管理、全山的な公園整備等々の提案をされておられますが、やはり限りある財源の中、私たちも施策を実行していく上では、町民の満足度、不満度をしっかり理解した上でやっていかなければいけない、24年度から始まっております総合計画は前段のアンケート調査に基づくものでございまして、町の各環境に関する満足度47項目ございますが、この中の、「満足」に入っているのが環境保全の状況でございます。不満と町民の皆さんが思っておられるところから施策は実行すべきだという視点に立ちますと、1位は雇用対策の状況、2位は新エネルギーの導入等々がございまして、そうしたところから次施策をつくってきているのが現状でございます。

町の魅力として町民が思っているものの一つに自然環境の豊かさということもございまして

ので、議員の御提案等は真摯に受けとめていかなければいけません、限りある財源の配分として、今こういう状況で、企画課が管理費を今後増額していくことは、議員の御指導に対する答えだというふうに受けとめていただいて、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○9番（林 眞敏君）

確かに山は我々の憩いの場ですね。韓国ではトレッキングというのがすごくはやっているそうです。ハングルでいえば、オルレというんですけどね。こういうことがはやっている。山というものは、我々の心のふるさともなります。もちろん、お金をかけるのは、これは大変。だから、私が言っているのは、お金をいかにかけないように地域の方々にお任せして、草刈りをするとか、あるいはそういうことをする。町長も施政方針演説の中で、共助が自助を支えると、このようなことを申しておられます。共助というのは、自分たちだけじゃありません。共助は、お互いが、皆さんが寄って、そういう形で町の財産を守っていかうじゃないかという、そういう気持ちを醸成させていただきたいと思います。いただきたいっていったらおかしいんですけどね。醸成をする、そうすると、それぞれの地区の方も、この地域は私たちがきれいにしてあるんだという、この地域は私たちの区が持っているんだという、そのような誇りも湧いてくるんじゃないかと、このように思います。一挙にこの問題を解決ということにはならないでしょうけれども、そのような考え方もあるという、そのような考え方が定着すれば、当然、保守、管理に関する費用はぐっとなくなってくるということも思いますので、検討できるのであれば、こういうのも視野に入れて検討していただきたいと思います。

次の項目をお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。3番目に、鎮西山公園の将来像をつくるべき時期ではないかということで、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

鎮西山公園の将来像をつくるべき時期ではないかという議員の御質問のお答えをしたいと思います。

先ほどからも申し上げましたような事業が、いろんな事業を鎮西山につまましては行ってきております。その際に、平成3年3月に、この町民いこいの森基本計画というものを作成されております。それで、基本的にはこの計画にのっとっていろんな事業をされたものと思っております。ただ、中身を見ますと、実際には場所が少し変わっていたり、そういうことはございますが、そういうことでございましたので、今後の鎮西山のあり方を考える上では、先ほど言いましたような基本計画なり、そういうプランをつくる必要はあろうかと思っております。ただ、このプランをつくるというものについては、先ほどから地元の方々に協力していただいて管理料が少なく済むんじゃないかというお話もございましたが、それでちょ

っと申し上げさせていただくと、今現在も鎮西山につきましては、トイレの清掃、アスレチックのトイレ、それから、五万ヶ池駐車場のトイレの清掃につきましては、鳥越地区の皆さん方に協力をいただいております。ただ、それは無料ではございませんので、それ相応のお支払いはしております。ですから、それとは別に、実際には大字の堤の皆さん方に、除草といますか。少しお願いしている分はございましたが、端的にいいますと、高齢化したのでちょっともう引き受けできないというようなことでお断りをされたというようなことも今までの経過の中では上がっております。

ちょっと済みません、直接関係ないことをちょっと申し上げましたが、この公園の将来像をつくるべきプランをつくるということが全く必要だと私も思っております。それで、ただこのプランをつくると、そのプランに沿って物事を進めていく必要があるかと思えます。

きのう、きょうと、いろいろ議会でも御論議をいただいていると思えますが、今後かなりの費用も、教育関係、それから防災関係、いろんな費用も生じてきております。ですので、うちのほうとしても、こういった計画をどういったタイミングでつくっていくかと。そして、タイミングでつくるときには、つくる前にどういったふうに皆さんに協力をしていただくかと、そこら辺を考えた上で物事を起こす必要があるかというふうには思っております。

この鎮西山につきましては、先ほども申し上げておりますが、公園化をいたしまして25年以上が経過をしております。ですけれども、気軽に軽登山ができる公園ということで、皆さんに御利用をいただいております。私どもがいろんなことで、鎮西山のほうに出向いていろいろな仕事をやるわけですが、必ずどなたか少なくとも1人は下の駐車場に車を置いてずっと歩かれております。ですから、その方たちと挨拶を交わすということが必ずございますけれども、利用の仕方はさまざまではないかというふうには思いますが。

それと、あと鎮西山につきましては、4月には歩こう大会を開催していただいております。それで、それに参加していただいた町民の方々が、この鎮西山が町の大切な公園であるという認識をしていただいております。

今後のこの公園のあり方に対しますプランづくりというものにつきましては、それをいつどういう形でやるかということをそろそろ検討する時期に来ているのではないかというふうには思っておりますので、検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○9番（林 真敏君）

優先順位は決して早くはないかとも思われますけれども、この鎮西山というものは、今、町の人はよく知っています。他町の人にも、上峰には鎮西山があるよ、非常にいいんだよというようなことについて、じっくり腰を据えて、タイミング合ったときにこの鎮西山についてのマスタープランというんですかね、このようなことについて検討をしていただきたいと思います。

以上をもって終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

これで9番議員の一般質問が全て終わりました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は時間延長をし、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後6時12分 散会